

第四十回国会 衆議院 石炭対策特別委員会議録 第十五号

昭和三十七年三月十三日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事岡本 茂君 理事神田 博君

理事齋藤 憲三君 理事始岡 伊平君

理事岡田 利春君 理事多賀谷貞稔君

理事中村 重光君

蔵内 修治君 遊谷 直藏君

白濱 仁吉君 中村 幸八君

南 好雄君 井手 以誠君

田中 武夫君 滝井 義高君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣 通商産業大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員 通商産業政務次官 森 清君

通商産業事務官 塚本 敏夫君

(大臣官房長) 通商産業事務官 今井 博君

(石炭局長) 通商産業事務官 八谷 芳裕君

(鉱山保安局長) 通商産業事務官 樋口 誠明君

(公益事業局長) 委員外の出席者

大蔵事務官 勝岡田清一君

(理財局資金課) 鈴木 喜治君

通商産業事務官 井上 亮君

(石炭局炭政課長) 労働事務官 北川 俊夫君

(職業安定局調整課長) 専門員 越田 清七君

三月九日

鉱山保安法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二四号)

同月十二日

石炭鉱業安定法案(勝岡田清一君外

二名提出、衆法第一九号)

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時

措置法案(勝岡田清一君外二名提

出、衆法第二〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を

改正する法律案(内閣提出第七六号)

産炭地域振興事業団法案(内閣提出

第七七号)

鉱山保安法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二四号)

石炭鉱業安定法案(勝岡田清一君外

二名提出、衆法第一九号)

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨

時措置法案(勝岡田清一君外二名提

出、衆法第二〇号)

○有田委員長 これより会議を開きま

す。去る三月九日付託になりました内閣

提出、鉱山保安法の一部を改正する法

律案を議題として、まず政府の提案理

由の説明を求めます。森通商産業政務

次官。

鉱山保安法の一部を改正する法律

案

鉱山保安法の一部を改正する法

律

鉱山保安法(昭和二十四年法律第

七十号)の一部を次のように改正す

る。

第十九条中第二項を第三項とし、

第一項の次に次の一項を加える。

2 鉱業権者は、省令の定めるところ

により、この法律又はこの法律

に基づく省令の規定による通商産

業大臣又は鉱山保安監督局長若し

くは鉱山保安監督部長の処分があ

つたときは、遅滞なく、その処分

の内容を保安委員会に通知しなけ

ればならない。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

第二十三条の二 鉱業権者は、省令

の定めるところにより、鉱山にお

いて坑道の掘き、坑内における

鉱物の運搬その他の作業にその使

用人以外の者を従事させるとき

は、当該作業にその使用人以外の

者を従事させることに伴い保安の

ため講ずべき措置を定め、鉱山保

安監督局長又は鉱山保安監督部長

に届け出なければならない。これ

を変更しようとするときも、同様

とする。

2 鉱山保安監督局長又は鉱山保安

監督部長は、前項の規定による届

出があつた場合において、保安の

ため必要があると認めるときは、

鉱業権者に対し、その届出に係る

措置の変更を命ずることができ

る。

第二十四条の次に次の一条を加え

る。

第二十四条の二 鉱山保安監督局長

又は鉱山保安監督部長は、鉱業権

者がこの法律又はこの法律に基づ

く省令に違反したときは、その鉱

業権者に対し、一年以内の期間を

定めて、その鉱業の停止を命ずる

ことができる。

2 前項の規定による命令をしよう

とするときは、鉱山保安監督局長

又は鉱山保安監督部長は、通商産

業局長に協議しなければならない

い。

第二十五条第二項本文を次のよう

に改める。

前条第二項の規定は、前項の規

定による命令をしようとするとき

に準用する。

第二十七条第一項中「第二十四条」

の下に、「第二十四条の二第一項」を

加える。

第三十条中「第二十三条」の下に

「第二十三条の二」を加える。

第四十六条第一項中「第十九条第

一項」の下に「若しくは第二項」を、

「第二十三条第一項」の下に「第二

十三条の二第一項」を加える。

第四十七条中「会長一人及び」を削

る。

第四十八条中第一項を削り、第二

項を第一項とし、同条に次の一項を

加える。

2 中央協議会及び地方協議会に、

それぞれ会長を置き、学識経験の

ある者である委員のうちから、委

員が選任する。

第四十八条の次に次の一条を加え

る。

第四十八条の二 中央協議会及び地

方協議会に、それぞれ部会を置く

ことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指

名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員は、会長が

指名する。

第五十一条中「第四十二条第二項

及び」の下に「第三項並びに」を加え

る。

この場合において、第四十二条

第三項中「通商産業大臣の」とある

のは、「あらかじめその」と読み替

えるものとする。

第五十五条中「一年以下」を「三年

以下」に、「十万円以下」を「三十万円

以下」に改め、同条第二号中「第二十

四条」の下に、「第二十四条の二第一

項」を加える。

第五十六条中「六箇月以下」を「一

年以下」に、「三万円以下」を「十万円

以下」に改め、同条第三号中「第八

条第二項」の下に「又は第二十三条の二

第一項」を加え、同条第四号中「又は

第十三条第二項(第十五条第三項に

おいて準用する場合を含む。』を「第十三条第二項(第十五条第三項において準用する場合を含む。又は第二十三条の二第二項)に改める。第五十七條中「二万円以下」を「五万円以下」に改め、同条第一号中「第六條第一項」の下に「第十九條第二項」を加える。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。
第五十五條第六号及び第八十三條第一項第五号中「又は第二十四條」を「第二十四條又は第二十四條の二」に改める。

理由

最近における鉱山の保安の状況にかんがみ、鉱山における鉱業権者の使用人以外の者の従事する作業に関する規制、罰則の整備等鉱山の保安を確保するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○森(清)政府委員 今回提出いたしました鉱山保安法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

鉱山保安法が昭和二十四年に施行されて以来、すでに約十三年を経過し、この間において、鉱山の保安の状況は、漸次改善され、鉱山災害は、減少の傾向にありましたが、最近におきまして、特に石炭鉱山において、御承

知のよりな重大災害が発生いたしましたこと、多くの罹災者を生じましたことは、政府としてまことに遺憾とするところでございまして、政府におきましては、

これがため、政府におきましては、昨年五月閣議決定をもつて鉱山保安対策を強力に推進することとし、保安監督の強化、保安施設等の設置についての融資及び補助、石炭鉱山保安臨時措置法による措置等を講じて参つておる次第であります。

特に鉱山保安に関する法規につきましては、さきの国会の御決議にもございまして、鉱山における保安の確保の基礎をなすものでありますので、その根本的な検討を行なうこととし、現在検討を進めております鉱業法の改正におきましても、鉱山保安の見地から十分な配慮をすることとすに、鉱山保安法につきましては、その改正及び運用の各般にわたつて、中央鉱山保安協議会において慎重審議を行なつて参つたのであります。このたび、当協議会において、すみやかに、法改正を要するものとして結論を見た事項について中間答申がなされたもので、これに基づいてここにこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。改正の第一は、鉱業権者は、保安委員会に対して、保安に関する重要事項を通知しなければならないものとしたことであります。保安委員会は、保安管理者の保安に関する重要事項についての諮問機関であり、鉱山の保安の確保のためには、これが積極的に運用されることが肝要

でありますので、少なくとも、通商産業大臣、鉱山保安監督局長または部長の鉱業権者に対する保安に関する命令等の特に保安に関する事項につきましても、鉱業権者がその内容を保安委員会に通知しなければならないこととして、保安委員会においてこれらに関する改善対策等がその議題となるよう措置したものであります。改正の第二は、鉱業権者がその使用人以外の者を鉱山の作業に従事させる場合の規制であります。近年、鉱業権者がその使用人以外の者を鉱山における作業に従事させる事例が増加しており、このようないわゆる請負作業におきましては、その性質上、鉱業権者の保安のための指揮が必ずしも徹底していかない面もあり、災害発生の可能性を高められておるもので、請負については、あらかじめ届出を要することとし、鉱山保安監督局長または部長は、保安管理の面その他届出にかかわる事項のうち、保安上不適当と認めるものについて必要な変更を命ずることが出来るものとして、作業の安全を期した次第であります。改正の第三は、鉱山保安協議会についての改正であります。

従来、鉱山保安協議会の会長は、中央においては通商産業大臣、地方においては鉱山保安監督部長となつていたものであります。これをそれぞれ、学識経験者である委員のうちから委員が選任することといたすことと、新たに部会を置くことができることとして同協議会の民主的かつ円滑な運営をはかることとしたのであります。

改正の第四は、罰則の強化等法規の順守を確保するための規制を強化したことであります。鉱山保安の確保の基本は、鉱山保安法規の順守にあることは、もちろんであります。このためには、鉱業権者、鉱山労働者の保安に関する理解と認識に基づいた順法意識の自発的な高揚をはかることが肝要であることはもとよりであります。法規違反により生ずる鉱山の災害の人命等に対する影響の重大性にかんがみまして、法の面におきましても、この改正により罰則を強化するとともに、鉱山保安法規に違反した鉱業権者に対しては、鉱山保安監督局長または部長が鉱業の停止を命ずることが出来ることとして、鉱山保安法規の一そうの順守を促すこととしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。その他の点に関する鉱山保安法の改正につきましては、今後における中央鉱山保安協議会の審議の結果及び現在検討中の鉱業法の改正の内容等を勘案して、慎重に検討を進めて参る所存であります。何とぞ、御審議の上御賛同下さるよう切に希望いたします次第でございます。○有田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。ちよつと速記をとめて。

○有田委員長 速記を始めて。 それでは、午後三時より再開することとしたし、暫時休憩いたします。 午前十一時四分休憩

午後三時三十六分開議 休憩前に引き続き会議を開きます。 昨十二日付託になりました勝間田清一君外二名提出、石炭鉱業安定法案及び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案を議題として、まず提案者に提案理由の説明を求めます。勝間田清一君。

石炭鉱業安定法案 石炭鉱業安定法 目次 第一章 総則(第一条-第三条) 第二章 石炭鉱業安定計画(第四条-第七条) 第三章 未開発炭田の開発(第八条-第十五条) 第四章 石炭鉱業開発株式会社(第十六条-第三十三条) 第五章 掘探権及び鉱区の整理統合並びに坑口の開設等の制限(第三十四条-第三十八条) 第六章 需給の安定(第三十九条-第四十七条) 第七章 石炭販売公団 第一節 総則(第四十八条-第五十五条) 第二節 役員及び職員(第五十六条-第六十六条) 第三節 業務(第六十七條-第六十八條) 第四節 財務及び会計(第六十九條-第八十条) 第五節 監督(第八十一条-第八十二条) 第六節 補則(第八十三条)

○有田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 昨十二日付託になりました勝間田清一君外二名提出、石炭鉱業安定法案及び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案を議題として、まず提案者に提案理由の説明を求めます。勝間田清一君。

目次 第一章 総則(第一条-第三条) 第二章 石炭鉱業安定計画(第四条-第七条) 第三章 未開発炭田の開発(第八条-第十五条) 第四章 石炭鉱業開発株式会社(第十六条-第三十三条) 第五章 掘探権及び鉱区の整理統合並びに坑口の開設等の制限(第三十四条-第三十八条) 第六章 需給の安定(第三十九条-第四十七条) 第七章 石炭販売公団 第一節 総則(第四十八条-第五十五条) 第二節 役員及び職員(第五十六条-第六十六条) 第三節 業務(第六十七條-第六十八條) 第四節 財務及び会計(第六十九條-第八十条) 第五節 監督(第八十一条-第八十二条) 第六節 補則(第八十三条)

第八章 炭鉱補償事業団

第一節 総則(第八十四条・第八十五条)

第二節 役員及び職員(第八十六条―第八十九条)

第三節 業務(第九十条―第一百四十二条)

第四節 損害賠償に関する裁定(第一百五十一条―第一百三十条)

第五節 監督(第一百四十四条)

第九章 石炭鉱業安定会議(第一百五十一条―第一百二十七条)

第十章 雑則(第二百一十一条―第二百二十七条)

第十一章 罰則(第二百二十八条―第二百三十八条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石炭鉱業の基幹産業としての重要性にかんがみ、石炭鉱業の継続的安定の実現を期するには、石炭の生産の近代化を推進するとともに流通機構を整備してその価格の低下を図り、その需要を拡大することが最も緊要であると認めて、これらを実現するための諸措置を実施することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「鉱業権」、「採掘権」又は「租鉱権」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権をいい、「鉱業権者」、「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区」又は「租鉱区」とは、石炭を目的とする

る鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

(行為の効力の承継)

第三条 この法律の規定(第三十五条第一項及び第二項を除く。以下この条において同じ。)によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3 この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、採掘権の範囲内において採掘権者に対しても、その効力を有する。ただし、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合、この限りでない。

第二章 石炭鉱業安定計画

(石炭鉱業安定基本計画)

第四条 通商産業大臣は、五年ごとに、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭鉱業安定基本計画(以下「基本計画」といふ。)を定めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
一 当該基本計画の最終年度における石炭の生産数量の目標

二 当該基本計画の最終年度における石炭の生産能力、生産費その他の石炭鉱業の近代化の目標

三 未開発炭田の開発に関する事項

四 工事の種類、費用の額その他石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に關する事項

五 石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に必要な採掘権又は鉱区の整理統合に關する事項

六 石炭需給の安定に關する事項

七 石炭鉱業における雇用の安定に關する事項

八 その他石炭鉱業の安定に關する重要事項

3 前項第一号の石炭の生産数量の目標を定めるに当たつては、同項第二号の諸目標を達成すべき生産数量を附記するものとする。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 通商産業大臣は、基本計画を定めるに際し、第二項第七号の規定する事項については、労働大臣と協議しなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第六条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2 第四条第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保)

第七条 政府は、実施計画に定める石炭鉱業の安定のために必要な資金の確保に努めるものとする。

第三章 未開発炭田の開発

(地域の指定)

第八条 通商産業大臣は、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に關する調査の結果に基づき、石炭資源の開発が十分に行なわれていない地域であつて、石炭鉱業の安定のためにはその開発を急速かつ計画的に行なう必要があると認められる地域を指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示により行なう。

第九条 通商産業大臣は、前条第一項の規定する調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができ、土地の占有者に通知しなければならない。ただし、宅地又はかき、さく等であつた土地に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知すること

2 前項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。ただし、宅地又はかき、さく等であつた土地に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知すること

とが困難であるときは、この限りでない。

3 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 因は、第一項の規定による立ち入りによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第十条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第十一条 第九条第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、調査のためやむを得ない必要があると認むる場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができる。この場合において、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 第九条第五項の規定は、前項の場合に準用する。

第十二条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による指定をしたと

2 前項の規定による指定をしたと

きは、遅滞なく、石炭鉱業安定会
議の意見を聞いて、基本計画に従
いその指定をした地域(以下「指定
地域」という。)の石炭資源の開
発に関する計画を定めなければなら
ない。

2 前項に規定する石炭資源の開
発に関する計画(以下「開発計画」と
いう。)に定める事項は、次のとお
りとする。

一 石炭資源の開発を行なうこと
により達成すべき石炭の生産数
量、生産率及び生産費に關す
る目標

二 工事の種類、費用の額その他
石炭資源の開発のため実施すべ
き工事に關する事項

三 その他石炭資源の開発に關す
る重要事項

3 第六条第一項の規定は、開発計
画に準用する。

4 第四条第四項の規定は、第一項
及び前項の場合に準用する。

(採掘権の譲渡等の勧告)
第十三条 通商産業大臣は、指定地
域内の採掘権がさくそうする地
域の鉱床について石炭鉱業開発株
式会社が一元的に開発を行なうの
でなければ開発計画で定めるとこ
ろに従つて急速かつ計画的な開発
を行なうことができないと認める
ときは、当該採掘権の採掘権者
に対し、採掘権の譲渡について石
炭鉱業開発株式会社と協議すべき
ことを勧告することができる。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二
百八十九号)第九十条から第九十
五条第一項まで及び第九十七条か
ら第九十九条までの規定は、前項

の場合に準用する。この場合にお
いて、同法第九十二条中「変更」と
あるのは「移転」と、同法第九十三
条中「採掘権の変更の内容」とある
のは「採掘権の譲渡の時期」と、同
法同条及び第九十五条第一項中
「鉱区相互の間の鉱区の増減」とあ
るのは「採掘権の譲渡」と読み替へ
るものとする。

3 前項において準用する鉱業法第
九十五条第一項の規定により協議
がとつたものとみなされた場
合において、石炭鉱業開発株式會
社が対価の全部の支払又は供託を
したときは、通商産業局長はその
採掘権の移転の登録をし、かつ、
その旨を当事者に通知しなければ
ならない。

4 通商産業大臣は、第二項におい
て準用する鉱業法第九十三条の決
定をしようとするときは、採掘権
の対価並びに対価の支払の時期及
び方法について、石炭鉱業安定会
議の意見を聞かなければならない。
(事業計画)

第十四条 第十二条第四項におい
て準用する第四条第四項の規定によ
り開発計画が告示されたときは、
当該指定地域内の採掘権者の採掘
権者は、その告示の日から三月以
内に、開発計画に準拠して当該採
掘権区における石炭資源の開発に
關する事業計画を定め、通商産業
大臣に届け出なければならぬ。
これを變更しようとするときも、
同様とする。

2 前項の事業計画には、次の事項
を定めなければならない。

一 工事の種類、費用の額その他

石炭資源の開発のため実施すべ
き工事に關する事項
二 前号の工事が完了した場合に
おける石炭の生産数量、生産能
率及び生産費の見込み
三 その他通商産業省令で定める
事項
第十五条 通商産業大臣は、開発計
画の円滑なる実施を図るため必要
があるとき認めるときは、採掘権者
に対し、前条第一項の事業計画を
變更すべきことを指示することが
できる。

第四章 石炭鉱業開発株式會
社
(会社の目的)
第十六条 石炭鉱業開発株式會社
は、未開発炭田を急速かつ計画的
に開発することを目的とする株式
會社とする。
(株式)
第十七条 石炭鉱業開発株式會社
(以下「会社」という。)の株式は、
額面株式とする。
2 政府は、常時、会社の発行済株
式の総数の二分の一以上に当たる
株式を保有していなければならぬ
い。

3 会社は、新株を発行しようとする
ときは、通商産業大臣の認可を
受けなければならない。
(商号の使用制限)
第十八条 会社以外の者は、その商
号中に石炭鉱業開発株式會社とい
う文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)
第十九条 会社の取締役は、七人以
内、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決
議)
第二十条 会社の取締役、代表取締
役及び監査役の選任、選定及び解
任の決議は、通商産業大臣の認可
を受けなければならない、その効力を生じ
ない。
(取締役の兼職制限)
第二十一条 会社の取締役は、他の
報酬のある職務又は營業に従事し
てはならない。ただし、通商産業
大臣の承認を受けたときは、この
限りでない。
(事業の範囲)
第二十二条 会社は、その目的を達
成するため、次の事業を営むもの
とする。

一 石炭の探鉱
二 石炭の掘採
三 石炭販売公団に対する石炭の
売渡し
四 前各号に掲げるもののほか、
会社の目的を達成するために必
要な事業
2 会社は、前項第四号に掲げる事
業を営もうとするときは、通商産
業大臣の認可を受けなければなら
ない。
(事業計画等)
第二十三条 会社は、毎營業年度の
開始前に、その營業年度の事業計
画、資金計画及び収支予算を定め、
通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。これらを変更し
ようとするときも、同様とする。
(重要な財産の譲渡等)
第二十四条 会社は、通商産業省令
で定める重要な財産(鉱業権を除
く。)を譲渡し、担保に供し、又は

有償で取得しようとするときは、
通商産業大臣の認可を受けなけれ
ばならない。
(鉱業権の譲渡等)
第二十五条 会社は、鉱業権を譲渡
し、又は譲り受けようとするとき
は、その譲渡又は譲受けの相手
方、対価の額並びに対価の支払の
時期及び方法について、通商産業
大臣の認可を受けなければならぬ
い。

2 前項の認可については、第十三
条第四項の規定を準用する。この
場合において同項中「採掘権」とあ
るのは、「鉱業権」と読み替へるも
のとする。

3 会社は、鉱業権を放棄し、又は
採掘権に抵当権を設定しようとし
るときは、通商産業大臣の認可を
受けなければならない。
(社債の募集及び資金の借入れ)
第二十六条 会社は、社債を募集
し、又は弁済期限が一年をこえる
資金を借り入れようとするとき
は、通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。
(社債発行限度の特例)
第二十七条 会社は、商法(明治三
十二年法律第四十八号)第二百九
十七条の規定による制限をこえて
社債を募集することができる。た
だし、資本及び準備金の総額の二
倍をこえてはならない。
(一般担保)
第二十八条 会社の社債権者は、會
社の財産について他の債権者に先
だつて自己の債権の弁済を受ける
権利を有する。

(取締役及び監査役の選任等の決
議)
第二十条 会社の取締役、代表取締
役及び監査役の選任、選定及び解
任の決議は、通商産業大臣の認可
を受けなければならない、その効力を生じ
ない。
(取締役の兼職制限)
第二十一条 会社の取締役は、他の
報酬のある職務又は營業に従事し
てはならない。ただし、通商産業
大臣の承認を受けたときは、この
限りでない。
(事業の範囲)
第二十二条 会社は、その目的を達
成するため、次の事業を営むもの
とする。

一 石炭の探鉱
二 石炭の掘採
三 石炭販売公団に対する石炭の
売渡し
四 前各号に掲げるもののほか、
会社の目的を達成するために必
要な事業
2 会社は、前項第四号に掲げる事
業を営もうとするときは、通商産
業大臣の認可を受けなければなら
ない。
(事業計画等)
第二十三条 会社は、毎營業年度の
開始前に、その營業年度の事業計
画、資金計画及び収支予算を定め、
通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。これらを変更し
ようとするときも、同様とする。
(重要な財産の譲渡等)
第二十四条 会社は、通商産業省令
で定める重要な財産(鉱業権を除
く。)を譲渡し、担保に供し、又は

有償で取得しようとするときは、
通商産業大臣の認可を受けなけれ
ばならない。
(鉱業権の譲渡等)
第二十五条 会社は、鉱業権を譲渡
し、又は譲り受けようとするとき
は、その譲渡又は譲受けの相手
方、対価の額並びに対価の支払の
時期及び方法について、通商産業
大臣の認可を受けなければならぬ
い。

2 前項の認可については、第十三
条第四項の規定を準用する。この
場合において同項中「採掘権」とあ
るのは、「鉱業権」と読み替へるも
のとする。

3 会社は、鉱業権を放棄し、又は
採掘権に抵当権を設定しようとし
るときは、通商産業大臣の認可を
受けなければならない。
(社債の募集及び資金の借入れ)
第二十六条 会社は、社債を募集
し、又は弁済期限が一年をこえる
資金を借り入れようとするとき
は、通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。
(社債発行限度の特例)
第二十七条 会社は、商法(明治三
十二年法律第四十八号)第二百九
十七条の規定による制限をこえて
社債を募集することができる。た
だし、資本及び準備金の総額の二
倍をこえてはならない。
(一般担保)
第二十八条 会社の社債権者は、會
社の財産について他の債権者に先
だつて自己の債権の弁済を受ける
権利を有する。

有償で取得しようとするときは、
通商産業大臣の認可を受けなけれ
ばならない。
(鉱業権の譲渡等)
第二十五条 会社は、鉱業権を譲渡
し、又は譲り受けようとするとき
は、その譲渡又は譲受けの相手
方、対価の額並びに対価の支払の
時期及び方法について、通商産業
大臣の認可を受けなければならぬ
い。

2 前項の認可については、第十三
条第四項の規定を準用する。この
場合において同項中「採掘権」とあ
るのは、「鉱業権」と読み替へるも
のとする。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(定款の変更等)

第二十九条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第三十条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第三十一条 会社は、通商産業大臣がこの法律で定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(大蔵大臣との協議)

第三十二条 通商産業大臣は、第十七条第三項、第二十三条から第二十六条まで又は第二十九条(会社の定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行する株式の総数を変更するものに限り、その認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

(報告及び検査)

第三十三条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の

営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書

を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 採掘権及び鉱区の整理統合

第三十四条 通商産業大臣は、採掘権がさくそりする地域の鉱床に

ついて採掘権の譲渡又は採掘権相互の間の鉱区の増減を行なうの

でなければ実施計画で定めるところに従つて急速かつ計画的な開発を行なうことができな

いとき、当該採掘権の採掘権者

に対し、採掘権の譲渡又は採掘権相互の間の鉱区の増減の申請について協議すべきことを勧告することができ

る。

2 鉱業法第八十九条第三項から第九十九条までの規定は、前項の場合に準用する。

この場合において、同法第九十三条中「採掘権の変更の内容」とあるのは、採掘権の譲渡の場合にあつては、その譲渡の時期、採掘権相互の間の鉱区の増減の場合にあつては、採掘権の変更の内容」と、同法同条、第九十五条第一項及び第九十六条第二項中「鉱区相互の間の鉱区の増減」とあるのは、採掘権の譲渡又は

鉱区相互の間の鉱区の増減」と読み替へるものとする。

第三十五条 鉱業権者又は租鉱権者は、坑口(石炭の採掘のために使用する坑口であつて、通商産業省令で定める構造のもの)を、以下同じ。の開設(引き継ぎ六月以上使用しなかつた坑口を使用することを含む。以下同じ。の)の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(開設の工事等の許可)

第三十六条 通商産業大臣は、前条

第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 その申請に係る坑口を使用し

て石炭を採掘しようとする鉱区又は租鉱区の石炭の鉱量、品位その他の自然条件及びその鉱区又は租鉱区の立地条件上その坑口を使用して採掘する石炭の生産能力が基本計画に定める石炭鉱業の近代化の目標たる生産能力をこえることとなること。た

だし、通商産業省令で定める種類の坑口であつて、現に存する石炭坑における石炭の生産条件を著しく改善することとなるものであるときは、この限りでない。

二 その申請に係る租鉱権者又は租鉱権者が当該租鉱区又は租鉱区における保安を確保するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

2 前項第二号の規定は、前条第二

項の許可に準用する。

3 通商産業大臣は、第一項第一号

の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、石炭鉱業安

定会議の意見を聞かなければなら

ない。

(鉱業権等の取消し等)

第三十七条 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が第三十五条第一項若しくは第二項の許可を受け

ないときは、第二項の許可を受けたときは、不正な手段により同条第一項若しくは第二項の許可を受けたときは、通商産業省令で定める方法によりその坑口を閉鎖すべきことを命じ、又はその坑口を石炭の採掘のために使用すべき鉱区若しくは租鉱区の鉱業権若しくは租鉱権を取り消すことができる。

2 鉱業法第四十条の規定は、前項

の規定による取消しに準用する。

(鉱業法の適用除外)

第三十八条 鉱業法第六十二条及び第八十六条の規定は、鉱業権者及び租鉱権者については、適用しない。ただし、第八十一条の規定

による指定があつた地域内の採掘

鉱区の採掘権者については、この限りでない。

2 第八十一条の規定による指定

の際現にその指定された地域内において事業に着手していない採掘権者についての鉱業法第六十二条

第一項の適用に関しては、同項中

「鉱業権の設定又は移転の登録があつた日」とあるのは、「石炭鉱業安定会議法第八十一条の規定による指定があつた日」とし、第八十一条の規定による指定の際現にその指定された地域内において事業を休止している採掘権者についての

の鉱業法第六十二条第三項の適用

をしようとするときは、石炭鉱業安

定会議の意見を聞かなければなら

ない。

(鉱業権等の取消し等)

第三十七条 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が第三十五条第一項若しくは第二項の許可を受け

ないときは、第二項の許可を受けたときは、不正な手段により同条第一項若しくは第二項の許可を受けたときは、通商産業省令で定める方法によりその坑口を閉鎖すべきことを命じ、又はその坑口を石炭の採掘のために使用すべき鉱区若しくは租鉱区の鉱業権若しくは租鉱権を取り消すことができる。

2 第八十一条の規定による指定の際現にその指定された地域内において事業に着手していない採掘権者についての鉱業法第六十二条第一項の適用に関しては、同項中「鉱業権の設定又は移転の登録があつた日」とあるのは、「石炭鉱業安定会議法第八十一条の規定による指定があつた日」とし、第八十一条の規定による指定の際現にその指定された地域内において事業を休止している採掘権者についてのの鉱業法第六十二条第三項の適用をしようとするときは、石炭鉱業安

に關しては、同項中「引き継ぎ」とあるのは、「石炭鉱業安定法第八條第一項の規定による指定の日から引き継ぎ」とする。

第六章 需給の安定

第三十九条 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業安定會議の意見を聞いて、実施計画に基づき、石炭の需給計画を定めなければならない。

2 第四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第四十條 通商産業大臣は、前條の需給計画を実施するため、鉱業権者又は租鉱権者に対し、石炭の数量及び品位を定めて、その生産の限度について必要な指示をするものとする。

(需要増加のための措置)

第四十一條 政府は、石炭の需要を増加させるため、火力発電、都市ガス、石炭化学等の事業施設の設置又は拡張に対し、資金の確保その他適切な措置を採るものとする。

(石炭販売公団の一手買取等)
第四十二條 鉱業権者又は租鉱権者が第四十條の指示に従つて掘採した石炭は、石炭販売公団がこれらの者から買い取らなければならない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、その掘採した石炭を石炭販売公団以外の者に売り渡してはならない。

3 石炭販売公団でない者は、鉱業権者又は租鉱権者がその掘採した石炭を石炭販売公団に売り渡す場

合並びに次条及び第四十四條の規定による場合を除き、石炭を業として販売してはならない。

4 石炭販売公団でない者は、外国において掘採された石炭を輸入してはならない。ただし、国内において使用しないものについては、この限りでない。

(販売業務の代行)

第四十三條 石炭販売公団は、鉱業権者又は租鉱権者をして、その掘採した石炭につき、品位、価格、数量及び販売先を指定して、その販売の業務の一部を代行させることができる。

2 石炭販売公団は、外国において掘採された石炭の輸入の業務又は国内において掘採された石炭の輸出の業務の全部又は一部をその指定する者を代行させることができる。

(指定販売業者)

第四十四條 石炭販売公団は、石炭の小口需要については、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者にその販売をさせるものとする。

(買取価格等の決定)

第四十五條 通商産業大臣は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱業安定會議の意見を聞いて、国内において掘採された石炭につき、その品位に応じた石炭販売公団の買取価格及び販売価格を定めなければならない。石炭販売公団が輸入した石炭の販売価格についても、同様とする。

2 前項の価格は、石炭の生産費を基準とし、石炭の輸入価格、石炭

以外の燃料の価格その他の経済事情を参しやくして定めるものとする。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により石炭の買取価格及び販売価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(買取価格等の変更)

第四十六條 通商産業大臣は、石炭の生産費又は経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定會議の意見を聞いて、前條第一項の規定により定められた石炭の買取価格又は販売価格を変更しなければならない。

2 前條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(価格調整金)

第四十七條 通商産業大臣は、第四十五條の規定により定められた石炭の買取価格をもつてしては、第四十條の規定による指示に従い生産した石炭の生産費を償ふことができな

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)
第五十三條 公団でない者は、石炭販売公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(解散)
第五十四條 公団の解散に關する事項は、別に法律で定める。

(民法の準用)
第五十五條 民法第四十四條及び第五十條の規定は、公団に準用する。

(公団の目的)
第四十八條 石炭販売公団は、通商産業大臣の定める石炭の需給計画に基づいて、石炭の買入れ及び販売の事業を行なうことを目的とする。

(法人格)

第四十九條 石炭販売公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第五十條 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五十一條 公団の資本金は、百億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(登記)

第五十二條 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)
第五十三條 公団でない者は、石炭販売公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(解散)
第五十四條 公団の解散に關する事項は、別に法律で定める。

(民法の準用)
第五十五條 民法第四十四條及び第五十條の規定は、公団に準用する。

第二節 役員及び職員
(役員範囲)
第五十六條 公団に、役員として、總裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第五十七條 總裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、總裁の定めるところにより、總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、公団の業務を監査する。

(役員任命)

第五十八條 總裁及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、總裁が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第五十九條 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員欠格事項)
第六十條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの

者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第六十一条 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)
第六十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)
第六十三条 公団と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第六十四条 総裁は、理事又は公団の職員のうちから、その業務の一部に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)
第六十五条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員公務員たる地位)
第六十六条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第六十七条 公団は、第四十八条の目的を達成するため次の業務を行なう。

一 石炭の買入れ及びその販売（輸出入を含む。）
二 小口需要に対する販売業者の指定

三 価格調整金の交付
四 炭鉱補償事業団に対する納付金の納付
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)
第六十八条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節 財務及び会計

(事業年度)
第六十九条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
第七十条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)
第七十一条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで完了しなければならない。

(財務諸表)
第七十二条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完了後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)
第七十三条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をりめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第七十四条 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

2 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府の援助)
第七十五条 政府は、毎年、予算の範囲内において、公団に対し、第四十七条の価格調整金の財源に充てるため、補助金を交付することができる。

2 政府は、公団に対し、長期若しくは短期の資金の貸付けをすることができる。

第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の債務に關して、保証契約をすることができる。

(償還計画)
第七十七条 公団は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)
第七十八条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金（給与及び退職手当の支給の基準）
第七十九条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)
第八十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督
第八十一条 公団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第八十二条 通商産業大臣は、必要があるとき認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

第六節 補則

(大蔵大臣との協議)

第八十三条 通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第七十条、第七十四条第一項及び第二項ただし書並びに第七十七条の規定による認可をしようとするとき。

二 第七十二条第一項及び第七十九条の規定による承認をしようとするとき。

三 第七十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第八十条の規定により通商産業省令を定めようとするとき。

第八章 炭鉱補償事業団

第一節 総則

(事業団の目的)

第八十四条 炭鉱補償事業団は、政府の石炭の需給調整措置の実施に伴い石炭の掘採に係る事業を休止し又は廃止するのやむなきに至つた鉱業権者又は租鉱権者の当該事業につき、採掘権等の買取、鉱山労働者に対する救済、鉱害の賠償等の措置を講ずることを目的とする。

(準用)

第八十五条 第四十九条、第五十条、第五十二条、第五十三条、第五十五条及び第六十九条の規定は、事業団に準用する。

第二節 役員及び職員

(役員等の範囲)

第八十六条 事業団に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員等の秘密保持義務)

第八十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第八十八条 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

(準用)

第八十九条 第五十七条から第六十一条まで及び第六十三条の規定は、事業団の役員に、第六十四条及び第六十六条の規定は事業団の役員及び職員に準用する。

第三節 業務

(業務の範囲)

第九十条 事業団は、第八十四条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 採掘権の買取及び保有
二 鉱業施設の買取及び保有又は売渡
三 採掘権又は鉱業施設の買取に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払

四 買取した採掘権の鉱区に關する鉱害の賠償

五 公団からの納付金の受入れ
六 前各号の業務に附帯する業務
七 前各号に掲げるもののほか、第八十四条の目的を達成するため必要な業務

2 事業団は、前項第七号に掲げる業務を行なうときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の方法)

第九十一条 事業団は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(財産目録等)

第九十二条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第九十三条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業報告書)

第九十四条 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(事業報告書)

第九十五条 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(買取の基準)

第九十六条 通商産業大臣は、事業団が採掘権者から買取することができる採掘権の基準を定めなければならない。

2 前項の基準は、当該採掘権が次の各号の要件を充たすべきことを含まなければならない。

- 一 第四十五条の規定により通商産業大臣が定める公団の石炭の買取価格をもつてしては石炭の生産費を償ふことができること
二 当該採掘権に基づく石炭の掘採に係る事業を休止し若しくは

(事業計画)

第九十二条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(収支予算)

第九十三条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収支予算を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(財産目録等)

第九十四条 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(事業報告書)

第九十五条 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(買取の基準)

第九十六条 通商産業大臣は、事業団が採掘権者から買取することができる採掘権の基準を定めなければならない。

2 前項の基準は、当該採掘権が次の各号の要件を充たすべきことを含まなければならない。

- 一 第四十五条の規定により通商産業大臣が定める公団の石炭の買取価格をもつてしては石炭の生産費を償ふことができること
二 当該採掘権に基づく石炭の掘採に係る事業を休止し若しくは

は廃止するのやむなきに至つており又は至るおそれのあるものであり、かつ、当該事業を継続して行なわせるための第四十七条の価格調整金が交付される見込みがないと認められるものであること。

二 石炭の鉱床の状態、品位、埋蔵数量その他の自然条件及び立地条件にかんがみ、第四条の基本計画の近代化の目標を達成する見込みがないと認められるものであること。

3 通商産業大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

4 事業団は、第一項の基準に従つて当該採掘権を買取するかしないかを決定しなければならない。

第九十七条 事業団が買取することができる採掘権者の鉱業施設は、事業団が買取する採掘権の上に設定されていた租鉱権に係るものでなければならぬ。

2 事業団が買取することができる租鉱権者の鉱業施設は、事業団が買取する採掘権の上に設定されていた租鉱権に係るものでなければならぬ。

(鉱山労働者に対する金銭の支払)

第九十八条 事業団は、その買取した採掘権の鉱区又はその買取した鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区における石炭の掘採及びこれに附随する選炭その他の業務にその買取の日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であつて、その買取の日後二月以内に解雇されたものに対し、労働基準法(昭和二十

二年法律第四十九号) 第十二条の平均賃金の六十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

(未払賃金債務の連帯保証)
第九十九条 事業団は、その買取した採掘権の鉱区又はその買取した鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対しその採掘権者又は租鉱権者が負担する賃金の支払の債務であつて、その買取の日までに弁済期の到来しているものについては、当該買取をした日において債務者たる当該採掘権者又は租鉱権者と連帯して保証したものとみなす。

2 事業団は、前項の債務を弁済したときは、主たる債務者たる当該採掘権者又は租鉱権者に対し、主たる債務者の委託を受けて保証をなした場合に準じて求償権を有する。

(鉱害賠償のための積立金)
第一百条 事業団は、その買取した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に要する経費に充てるため、通商産業大臣の認可を受けた方法に従い、積立てをしなければならない。

(納付金)
第一百一条 公団は、事業団の業務に必要な経費に充てるため、毎年、事業団に納付金を納付しなければならない。

2 前項の納付金の額は、石炭の数量一トンにつき二十円以内において通商産業大臣が定める金額に公団が前年中に買い取つた石炭の数量を乗じて得た金額とする。

3 通商産業大臣は、前項の金額を定めようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の金額を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 政府は、毎年、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に必要な経費に充てるため、補助金を交付することができる。

(資金の借入れ)
第一百二条 事業団は、資金の借入れをしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(資料の提出の請求)
第一百三十三条 事業団は、第九十条第一項第五号に掲げる業務を行なうため必要があるときは、公団に対し、資料の提出を求めることができる。

2 公団は、前項の規定により資料の提出を求められたときは、遅滞なく、これを提出しなければならない。

(鉱業法の適用除外)
第一百四十四条 鉱業法第六十二条の規定は、事業団については、適用しない。

第四節 鉱害賠償に関する裁定

(裁定の申請)
第一百五十五条 採掘権者又は租鉱権者が事業団に対し第九十六条第一項の基準に適合する採掘権又は第九十七条に規定する鉱業施設の充渡しの申込みをした場合において、その採掘権の鉱区又は鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区に関する鉱害の賠償に關して争議が生じたときは、賠償義務者又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。ただし、その鉱害の賠償に關し、確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し、若しくは調停手続が行なわれているときは、この限りでない。

第一百六条 事業団が保有する採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に關して争議が生じたときは、事業団又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。

2 前条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(申請の却下)
第一百七七条 通商産業局長は、第一百五十五条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の充渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、若しくは事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の充渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、若しくは事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の充渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、若しくは事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の充渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、若しくは事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の充渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、若しくは事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の充渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、若しくは事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の充渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、若しくは事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

条第二項において準用する第一百五十五条ただし書の場合に該当するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

第一百八条 通商産業局長は、前条に定める場合を除くほか、第一百五十五条又は第一百六条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実について裁定前になお当事者間の協議により解決を図ることが適当であると認めるときは、その申請を却下することができる。

(聴聞)
第一百九条 通商産業局長は、第一百五十五条又は第一百六条第一項の規定による裁定の申請があつたときは、その申請書の副本を他の当事者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対し、その事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(裁定)
第一百十條 通商産業局長は、聴聞の結果に基づき、地方鉱業協議会の意見を聞いて裁定を行なう。

2 前項の裁定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の充渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、若しくは事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の充渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、若しくは事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の充渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、若しくは事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

3 通商産業局長は、第一項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(裁定の効果)
第一百一条 第一百五十五条又は第一百六条第一項の裁定があつたときは、鉱害の賠償に關し、当事者間の合意が成立したものとみなす。

(裁定の失効)
第一百二条 第一百五十五条の裁定があつた場合において、採掘権又は鉱業施設の充渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、又は事業団がその申込みを拒絶したときは、裁定は、その効力を失ふ。

(訴訟)
第一百三十三条 第一百五十五条又は第一百六条第一項の裁定のうち、鉱害の賠償の額に不服のある者は、その裁定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴えをもつてその額の増減を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、賠償義務者又は被害者をもつて被告とする。

第五節 監督
第一百四十四条 第八十一条及び第八十二条の規定は、事業団に準用する。

(設置及び権限)
第一百五十五条 通商産業省に、石炭鉱業安定会議を置く。

2 石炭鉱業安定会議は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、次の事項について調査審議し、通商産業大

2 石炭鉱業安定会議は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、次の事項について調査審議し、通商産業大

2 石炭鉱業安定会議は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、次の事項について調査審議し、通商産業大

臣及び関係行政機関の長に対し建議する。

- 一 基本計画、実施計画及び開発計画の策定に関する事項
 - 二 石炭資源の開発をすべき地域の指定に関する事項
 - 三 採掘権又は鉱区の整理統合に関する事項
 - 四 坑口の開設の許可又は坑口の使用の許可に関する事項
 - 五 需給計画の策定に関する事項
 - 六 公団の石炭の買取数量及び売渡数量の決定に関する事項
 - 七 公団の石炭の買取価格及び販売価格の決定に関する事項
 - 八 価格調整金の決定に関する事項
 - 九 公団の石炭の輸出入数量の決定に関する事項
 - 十 公団の輸入した石炭の販売価格の決定に関する事項
 - 十一 石炭鉱業における雇用の安定に関する事項
 - 十二 その他石炭鉱業に関する重要事項
- 関係行政機関は、石炭鉱業安定会議から要求があつたときは、これに対し、資料の提出及び必要な報告をしなければならない。
- (組織)
- 第百十六条 石炭鉱業安定会議は、委員十七人以内で組織する。
- 委員は、次に掲げる者につき、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 一 鉱業権者及び租鉱権者を代表する者四人以内
 - 二 石炭鉱業に従事する労働者を代表する者四人以内

三 石炭の消費者を代表する者三人以内

- 四 炭鉱所在の地方公共団体を代表する者二人以内
 - 五 学識経験のある者四人以内
- 三 委員のうちから互選する。
- 四 会長は、会務を総理し、石炭鉱業安定会議を代表する。
- 五 石炭鉱業安定会議に、専門委員を置くことができる。
- (任期)
- 第百十七条 会長及び委員の任期は、二年とする。
- (勤務)
- 第百十八条 会長は、委員及び専門委員は、非常勤とする。
- (部会)
- 第百十九条 石炭鉱業安定会議に、部会を置くことができる。
- 2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
 - 4 石炭鉱業安定会議は、その定めるところにより、部会の決議をもつて石炭鉱業安定会議の決議とすることができる。
- (政令への委任)
- 第百二十条 この章に定めるもののほか、石炭鉱業安定会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第十章 雑則
- (坑口に関する届出)
- 第百二十一条 鉱業権者又は租鉱権者は、坑口の使用を停止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その

旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

- (業務又は経理に関する報告)
- 第百二十二条 通商産業大臣は、石炭鉱業の近代化のため特に必要があるとき認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、業務又は経理の改善に関する報告をすることが出来る。
- (報告の徴収)
- 第百二十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者又は租鉱権者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
- (立入検査)
- 第百二十四条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉱業権者又は租鉱権者の事業場、倉庫、事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第三十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。
- (異議の申立て)
- 第百二十五条 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることが出来る。
- 第百二十六条 通商産業大臣は、異議の申立てを受理したときは、異議の申立てをした者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

- 3 聴聞に際しては、異議の申立てをした者及び利害関係人に対し、その事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 第百二十七条 通商産業大臣は、前条の聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。
- 第十一章 罰則
- 第百二十八条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを受取し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。
- 2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を没収する。
- 第百二十九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第四十二条第二項又は第三項の規定に違反した者
 - 二 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者
- 2 前項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
- 第百三十条 第三十五条第一項又は第二項の規定による通商産業大臣

の許可を受けないで坑口の開設の工事をし、又は坑口を使用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 第百三十一条 第八十八条の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
- 第百三十二条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条の規定に違反して第九条第一項の規定により立入りを拒み、又は妨げた者
 - 二 第十四条第一項又は第百二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第三十三条第一項又は第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者
 - 四 第百二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 五 第百二十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第百三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第百二十九条第一項、第百三十条、第百三十二条又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三百三十四條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十七条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第二十三条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

三 第二十四条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

四 第二十五条第一項の規定に違反して、鉱業権を譲渡し、又は譲り受けたとき。

五 第二十五条第三項の規定に違反して、鉱業権を放棄し、又は探掘権に抵当権を設定したとき。

六 第二十六条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

七 第三十条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

八 第三十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第九 第三十二条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五十万円以下の過料に処する。

第十 第三十三条第一項に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三十万円以下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十二条第一項の規定による命令に違反して登記することゝ意つたとき。

三 第六十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第七十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第八十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第六 第三十七条 第三十八条又は第五十三条(第八十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第七 第三十八条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした事業団の役員又は職員を一万円以下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八十五条において準用する第五十二条第一項の規定による命令に違反して登記することゝ意つたとき。

三 第九十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第一百四十四条において準用する

第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附則

一 この法律は、公布の日から起算して、三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日以後は、第十三条第一項又は第三十四条第一項の規定に基づく勧告をすることができない。

三 第三十五条から第三十八条までの規定は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日にその効力を失う。ただし、その日前行爲に対する罰則の適用については、その日以後もなおその効力を有する。

四 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)は、廃止する。

五 会社、公団及び事業団の設立手続、公団の設立に伴う石炭販売業者に対する措置、石炭鉱業合理化臨時措置法の廃止に伴う石炭鉱業整備事業団の事業団への移行及び職員の引継ぎその他この法律の施行に伴い必要な事項は、別に法律で定める。

理由

石炭鉱業の基幹産業としての重要性にかんがみ、石炭鉱業の継続的安定の実現を期するには、石炭の生産

の近代化を推進するとともに、流通機構を整備してその価格の低下を図り、その需要を拡大することが最も緊要である。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、本年度約百八十億円の見込みである。

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

一 その雇用する炭鉱労働者の数が百人未満の場合にあつては、十人以上

二 その雇用する炭鉱労働者の数が百人以上の場合にあつては、五十人以上又は十分の一に相当する数以上

労働大臣は、解雇をされようとする炭鉱労働者の再就職が困難であると認められる場合には、前項の承認をしてはならない。ただし、当該炭鉱労働者の石炭鉱業の全部の継続が不可能であるときは、この限りでない。

労働大臣は、第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、炭鉱労働者雇用安定審議会の議決を経て、これをしなければならない。

第一項の承認を受けなかつた解雇は、無効とする。

因は、前条第二項の規定により承認を与えなかつた炭鉱労働者に対し、解雇制限補給金を支給するものとする。ただし、当該炭鉱労働者の事業に欠損があり、かつ、その欠損の全部又は一部が当該承認を与えられなかつたことにより

生じたことが明らかに証明された場合に限り。

2 前項の解雇制限補給金の額、支給方法その他必要な事項は、政令で定める。

(坑口使用の禁止)

第五條 労働大臣は、鉱業権を譲り受け又は租鉱権の設定を受けて石炭鉱業を営む鉱業権者が、従前の

鉱業権者に雇用されていた炭鉱労働者を従前より低い賃金その他の労働条件で雇用することにより当該事業の経費の節減をはかる企図をもつものであると認めるときは、当該事業に係る坑口の使用を禁止することができる。

(間接雇用の禁止)

第六條 鉱業権者は、その者がみずから雇用する労働者でなければ、その事業に係る坑内作業に従事させてはならない。ただし、立坑開発その他労働省令で定める作業に従事する労働者は、この限りでない。

(炭鉱労働者雇用安定審議会)

第七條 労働省に、炭鉱労働者雇用安定審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、労働大臣の諮問に應じて、炭鉱労働者の雇用の安定に關する事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を關係行政機関に建議する。

3 審議会は、委員十五人以上をもつて組織する。

4 委員は、炭鉱労働者を代表する者、鉱業権者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

5 委員のうち、炭鉱労働者を代表する委員及び鉱業権者を代表する委員は、各同数とする。

6 委員は、非常勤とする。

(労働省令への委任)

第八條 前条に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(罰則)

第九條 第五條の規定による労働大臣の処分違反して坑口を使用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十條 第六條の規定に違反して、みずから雇用する労働者以外の労働者をその事業に係る坑内作業に従事させた者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(労働省設置法の一部改正)

2 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 炭鉱労働者の雇用安定に關する臨時措置法(昭和三十七年法律第 号)に

基づいて、炭鉱労働者の解雇を承認すること。

第十條第一項第四号の二の次に次の一号を加え、同条同項第八号

中「及び身体障害者雇用促進法」を「身体障害者雇用促進法及び炭鉱労働者の雇用安定に關する臨時措置法」に改める。

四の三 解雇制限補給金の支給に關すること。

第十三條第一項の表中身体障害者雇用審議会の項の次に次の一項を加える。

炭鉱労働者雇用安定に關する事項を調査審議する審議会

(この法律の失効)

3 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日にその効力を失ふ。

4 前項の規定によりこの法律がその効力を失つた場合においても、当該効力を失つた日前にした行為に對する罰則の適用については、この法律の規定は、その日以後も、なおその効力を有する。

理由

一時に大量の炭鉱労働者が解雇されることによりその再就職が困難となる事態の発生及び炭鉱労働者の労働条件の低下を防止するため必要な措置を講じ、もつと炭鉱労働者の雇用の安定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、約十億円の見込みである。

○勝岡田議員 たいだいま議題になりました石炭鉱業安定法案につきまして、提案者を代表し、その提案理由の説明を申し上げます。

今日の石炭鉱業の危機は、わが国石炭産業の前途にはかり知れない暗影を投じているのみならず、産炭地域におびただしい失業者を停滞させ、関係自治体は衰退の一途をたどり、炭鉱労働者を生活不安のふちに追い込み、重大な社会問題を醸成せしめているのであります。

この危機を打開するため、本院は、去る三十九臨時国会において、石炭産業の危機打開に關する決議をし、緊急諸問題の解決を政府に強く義務づけたのであります。しかるに政府は、この決議を尊重せず、当面する緊急課題の解決すら回避して、首切り合理化と呼ばれるスクラップ・アンド・ビルド政策の一そのの強化、推進を提案してきたのであります。

急激な消費構造の変化に對して、今日最も強く石炭産業に求められているのは、その構造的な欠陥を抜本的に解決することであり、従来の整備計画に加えて新たに昭和三十七年度から三十九年度で六百二十万トンを追加整備するような政府の合理化計画で石炭危機が打開できるとするならば、これはあまりにも安易な政策といわざるを得ません。というよりもむしろ、ますます石炭産業を混迷状態に追い込むことは明らかであります。しかも石

炭資本は依然として、首切りと大巾な賃金の切り下げ、労働条件の引き下げのための第二会社、租鉱権への分離政策等一連の労働者への犠牲のみを強行する態度を変えていないのであります。石油の自由化を今年秋に控えて、こうした合理化計画は、一その過酷な方向へと進もうとしております。このような事態に直面して炭鉱労働者は、石炭政策の転換を要求して、ゼネスト体制を確立し、関係地方自治体初め多くの国民がこの戦いを全面的に支援して、政府に総合エネルギー政策の確立、石炭産業の安定を強く迫っているのであります。今こそ、石炭需要を長期に安定させ、しかもコストを切り下げて、雇用は拡大させる政策をとることが、今日われわれに課せられた緊急の政治的課題であり、国民の切実な要望にこたえる道であると考えるのであります。

石炭鉱業の重要性は、今日依然として減じていないのであります。その一つはわが国将来のエネルギー需要の面から指摘できます。エネルギー総需要の伸びは、国民経済の成長テンポとほとんど並行して増加の一途をたどり、政府の所得倍増計画におきましても昭和四十五年度には石炭換算で二億八千万トン以上と見込まれているのであります。このエネルギー需要の驚異的な拡大に對する供給源としての水力はその開発がすでに限界に達し、また、原子力にしてもその実用化に相当の曲節が予想される状態において、輸入燃料にのみ依存する考えは間違いであり、石炭鉱業に課せられた役割は依然として無視することはできません。しかも、わが国の石炭は、今日の出炭ペースで

進んでも、なお百年以上の確定炭量
を埋蔵しており、国内エネルギー資源
に乏しく、また国際収支に弾力性が少
ないわが国においては、最大のエネ
ルギー源であります。

その二は、エネルギー供給の安全性
の保障の面から指摘できます。世界各
国とも、エネルギー供給の安全性の保
障については異常な関心を示し、その
供給源の分散化が進められていること
は、最近海外のエネルギー政策を視察
してきた各調査団の報告でも強調して
いるところであります。とくに英、
仏、西ドイツ等の諸国では六割から八
割を国内エネルギー資源としての石炭
に依存しているであります。輸入エ
ネルギーへの依存度を無計画に高めて
いくことはきわめて危険だといわねば
なりません。

その三は、雇用の面から指摘できま
す。石炭鉱業における雇用吸収率は他
産業に比して非常に高く、機械工業と
ともに今後その傾向を低めるもので
はありません。労働市場逼迫という最
近の現象があるとはいえ、なお外数の
潜在失業者を有し、年々百万人以上の
生産年齢人口の増大するわが国経済
において、雇用問題は経済政策の中心
課題であり、かかる観点からも石炭
業の地位はゆるがせにできないのであ
ります。

このように重要なエネルギー産業で
ある石炭鉱業に対して、わずかな資金
融通による細々とした近代化計画や、
弱小炭鉱の買いつぶし等の消極的政策
で解決できるほど、問題は簡単ではあ
りません。石炭鉱業はすでに資本主義
的経営自体に対しても、鋭い改革のメ
スが加えられなければならない段階に

まていのであります。イギリスにお
ける炭鉱国有化政策を初め、西欧各国
とも公有化その他の特殊な経営形態の
もとに、国民経済の拡大発展に寄与さ
せるものであります。こうした世界的
な傾向から、ひとりわが国だけがおく
れた投げやりな石炭政策を進めること
は許されません。

従って社会党は、今日石炭業が当
面している危機を打開し、構造的欠陥
を克服して、これを将来のわが国重要
エネルギー源としての要請にこたえさ
せるため、長期的な展望を持った技術
的対策を講ぜんとするものでありま
す。

まず第一に、石炭の生産過程に対す
るわれわれの基本的な考え方を明らか
にしたいと思ひます。

わが国の石炭業は採掘の進捗に
伴って、採掘地域が漸次深部に移行
し、坑道の維持、通気、排水、運搬等
の経費が増加するため生産費の増大を
見ております。これを最小限度に食い
とめ、さらに高炭価問題を解消するた
めには、合理的、計画的な開発を行
なつて炭鉱の若返り策が講ぜられなけ
ればなりません。生産体制の集約化
は、そのための前提条件であります。
前近代的な古い生産機構である鉱区
の独占はすみやかに排除し、鉱区の整理
統合を断行して、炭鉱を適正規模に再
編成することが最も肝要であります。
さらに、休眠鉱区の解放も行われな
ければなりません。これらの諸課題は
業者間の自主的解決では不可能であ
り、法の強制力を必要とするものであ
ります。

第二は、流通過程における整備の問
題であります。

石炭の流通機構は昭和年代になつて
からだけでも、過剰貯炭を処理するた
めに昭和石炭株式会社、戦時中の日本
石炭株式会社、戦後経済再建のための
配炭公社、そして最近では昭和石炭等
の設立を見ていのであります。この
ことは単に石炭が重要物資であるため
のみでなく、石炭需給関係の調整の困
難性を物語るものであります。需給関
係を調整し、価格の安定をはかるため
には、流通機構の一元化こそ絶対に必
要なのであります。

第三は、石炭の需給を計画化し、そ
の安定的確保をはかることでありま
す。

石炭業はその持つ特性から必然的
に需給の計画化を要求いたします。し
かも、その計画化は長期に進められな
ければなりません。政府は今日、石炭
需要の減退に対して縮小生産の方向を
とっているものであります。これでは
問題の高炭価をも解決できないのであ
ります。高いレベルの拡大生産こそ必
要なのであります。さらに、積極的な
新需要の開拓等が講ぜられなければな
りません。このためには社会党は、固
体燃料としての石炭を液体化し、電気
やガス等の流体エネルギーに転換し
て、石炭需要の拡大をはからんとする
ものであります。

以上の見地から、石炭業の当面し
ている危機を打開し、その安定を期す
るため、本法案を提案する次第であり
ます。

業の継続的安定を期するには、石炭の
生産の近代化を推進するとともに、流
通機構を整備して、その価格の低下を
はかり、その需要を拡大するための諸
施策を実施することを目的といたすも
のであります。

第二章は石炭業近代化計画に関する
規定であります。五年ごとに石炭
業安定基本計画及び毎年、石炭業
安定実施計画を定め、政府は実施すべ
き工事に必要な資金の確保に努めるよ
う規定したのであります。

第三章は、未開発炭田の開発につい
ての規定であります。石炭資源の開
発が十分に行なわれていない地域で
あつて、石炭業の安定のためにはそ
の開発を急速かつ計画的に行なう必要
がある地域を指定し、基本計画に従つ
て石炭資源の開発計画及び実施計画を
定める旨の規定をいたしましたのであり
ます。

第四章は、石炭業開発株式会社
に関する規定であります。未開発炭田の
開発を目的として石炭業開発株式会
社を設立し、政府は常時会社の発行済
み株式総数の二分の一以上を保有する
等のほか、会社設立に伴う所要の規定
を設けたのであります。

第五章は、採掘権及び鉱区の整理統
合並びに坑口の開設の制限についての
規定であります。鉱業権の交換、売り
渡し、鉱区の増減については鉱業法に
規定するところでありますが、特に、
安定実施計画で定めるところに従つて
急速かつ計画的な開発を行なうために
鉱区の整理統合はきわめて必要であり
まして、政府は適切な措置をとらなけ
ればならないとしたのであります。坑

口の開設についても許可制といたしま
した。

第六章は、需給の安定についての規
定であります。政府は毎年、石炭関係
及び学識経験者よりなる石炭業安定
会議の意見を聞いて需給計画を定め、
その需給計画に基づいて鉱業権者、租
権者に対し生産数量の指示をするも
のとしたのであります。石炭の需
要を増加させるため、都市ガス、火力
発電、石炭化学等に対し、資金の確保
その他適切な措置をとるべき旨の規定
を設けたのであります。

さらに前述のごとき観点よりして、
石炭販売の一元化を行なうこととし、
それがために石炭販売公社を設け、石
炭の一手買取りを行なうこととした
のであります。しかし石炭販売公
団が全生産量を取り扱ふことは実際上
困難でありますので、鉱業権者または
租権者をしてその販売の業務の一部
を代行させることとしたのであり
ます。また、小口需要については販売
業者を指定して、その販売をさせるこ
ととしたのであります。近代化に
よる生産費の引き下げが価格に反映す
るために、政府は買取価格および販売
価格を決定することといたしました。

買取価格をもつては石炭の生産費
を償ふことができないものにつきまし
ては、価格調整金の制度を設けたので
あります。

第七章は、石炭販売公社についての
規定であります。公社の資本金は百億
円とし、政府が全額出資することと
いたし、役員、業務、会計、監督につ
いてそれぞれ規定を設けました。

第八章は、炭鉱補償事業団について
の規定であります。政府の石炭の需給

調整措置の実施に伴い、石炭調整金を含む買取価格をもつてしても採算がとれなくなつたため、事業を休止するのやむなきに至つた鉱業権または租賦権者の事業について、採掘権の買取、鉱山労働に対する救済、鉱業等に対する善後措置を講ずるため、炭鉱補償事業団を設置することとしたのであります。これに要する財源としては石炭販売公団からの納付金のほか、国庫補助の道も講じたのであります。離職する労働者に対しては平均賃金の六十日分を支給すると同時に、未払い賃金については債務者たる採掘権者または租賦権者と炭鉱補償事業団との連帯債務としたのであります。また、鉱害賠償に關する規定についても必要な措置を講じました。

第九章は、石炭鉱業安定會議についての規定であります。この安定會議は石炭鉱業安定基本計画並びにその実施計画の決定、採掘権または鉱区の整理統合、需給計画の決定、生産量の決定、買取価格、販売価格の決定、雇用の安定その他この法律に關する重要事項を調査審議するため、鉱業権者及び租賦権者、労働者、石炭の消費者、炭鉱所在の地方公共団体を代表する者、学識経験者をもつて構成することとしたし、これに關する規定を設けました。

第十章は、第十一章罰則といはし、法律施行期日は公布の日から九十日以内に政令で定めることとしたのであります。以上、この法案の概要について説明申し上げた次第であります。

日本社会党といはしましては、わが国エネルギー源における石炭鉱業の重要性にかんがみ、石炭鉱業の安定をはかり、もつて国民経済の健全な発展に寄与せんとするため、本法案を提出いたしました次第であります。議員各位におかれては何とぞ御審議の上、本法案に賛意を表明されんことを切に願ひするものであります。

引き続いて、たゞいま議題になりまして炭鉱労働者の雇用安定に關する臨時措置法案につきまして、提案者を代表し、その提案理由の説明を申し上げます。

重大な社会問題に発展した現下の石炭鉱業の危機を打開するため、去る第三十九回国会に衆議院本會議並びに参議院商工委員会において、石炭産業の危機打開に關する決議をし、政府に對し総合エネルギー対策の確立と當面の緊急問題の措置を強く義務づけたのであります。ことに労働者の雇用安定についてはその決議に「炭鉱労働者の雇用の確保に努めるとともに、労働者の雇用安定については、最大限の努力を払い、転換職場と生活保障のない合理化とならないよう指導を行なうこと。」と述べているのであります。

本来石炭鉱業の合理化は生産体制の集約化でなければなりません。第一次大戦後のドイツの炭鉱の合理化は切羽集約による機械化的合理化であり、第二次大戦後のイギリス、フランスの合理化は鉱区整理統合による適正規模炭鉱への再編成であり、そのための国有化、公社化であったのであります。かかるに現在進行している合理化の態様は、依然として政府の買いつぶしによる整備計画の遂行と、経営者の首切りと賃金その他の労働条件を大幅に切り下げることを目的とする第二会社、租賦

権炭への移行に終始し、全く労働者への犠牲のみによつて強行されているのであります。しかもこうした非近代的合理化計画は、石油の自由化を前に、一そう強化の方向に進もうとしてゐるのであります。中高年令層の多い炭鉱離職者の就職はまことに至難なことであり、政府の炭鉱離職者対策の推進も、その何分の一しか救済されてゐないのであります。ことに、失業者の多数滞留した産炭地域に受け入れ体制のないままにこれ以上失業者を増加させることは、全く人道に背くべき問題であり、政府としては極力防止すべきであるのであります。このような事態に直面し、炭鉱労働者は炭鉱の前途に全く希望を失ひ、かえつて若い者、技術者を身につけてゐる労働者は逐次炭鉱を去りつつある現象が現われ、近き将来炭鉱は労働力の面より産業そのものの基礎を失ふことすら憂慮されるような状態になつてゐるのであります。ゆゑに炭鉱労働者に対してその生活の保障を行なうとともに、安定した転換職場のない限り解雇は行なわれないようにして炭鉱労働者の不安を一掃することが肝要であります。

本法案は、炭鉱労働者の最低賃金制度の設定とともに、炭鉱労働者の雇用の安定をはかることにより、石炭鉱業の安定を期せんとするものであります。

また請負夫、臨時夫の問題は、単に炭鉱のみではなくして、他産業にも見受けられるところであり、最近炭鉱の経営不振に伴ひ急激に請負夫が増加し、昨年七カ所の坑内爆発事故中、四カ所までが請負夫の作業現場であり、全く放置できない状態にあるのであります。坑内作業というきわめて不安上危険な個所に、しかも基幹職場

が困難であると認められる場合においては、その解雇はこれを認めずして、当該経営者に雇用を継続する社会的義務を負わせようとするものであります。このことは政府並びに経営者をして転換先の安定職場の確保に努めさせ、このことにより離職者対策は血の通つたものとして著しく前進することになると考へるのであります。

次に本法案の規制しようとする第二の問題は、最近とみに多くなつた大手炭鉱の第二会社の設立、租賦権の設定という、経営形態の変更による労働条件大幅切り下げ政策の禁止と、請負夫という雇用形態の変更による低賃金政策の禁止の問題であります。第二会社といひ、租賦権といひも従来と同じ大手炭鉱が、その採掘された石炭は自己の銘柄として販売してゐるのであり、ただ経営形態を變へることにより、賃金の三分の一程度の切り下げを初め福利厚生費等の削減、農民関係被害者への鉱害補償の軽減等により、利潤を得んとするものであります。これは資本主義経済における眞の合理性追求の政策ではなく、わが国資本主義経済における低賃金を利用しての合理化であつて、福祉国家建設を目標とする現政府としては許容してはならない問題であります。

に、保安教育も十分なされない請負夫の使用は当然禁止すべきであると思ふのであります。これらの禁止は大手炭鉱より第二会社中小炭鉱へ、さらに中小炭鉱より租賦権者細炭鉱へという非近代的合理化方式の悪循環を断ち切り、政府並びに経営者に対し、安易な方法を避けて眞の生産体制集約化という近代化方向をとらし、石炭鉱業安定への道に向ふことにならぬと思ふのであります。以上の見地から本法案を提案いたしました次第であります。以下法案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一条、第二条はそれぞれ目的並びに定義について規定いたしました。目的は、前述したごとく一時に大量の炭鉱労働者が解雇されることによりその再就職が困難となる事態の発生及び炭鉱労働者の労働条件の低下を防止するため必要な措置を講じ、もつて炭鉱労働者の雇用の安定をはかることとするのであります。本法案は法案の性格上、臨時措置法として三年間の臨時立法といはしたのであります。

第三条は、解雇制限は一時に大量解雇しようとする場合は三カ月前までに提出し、労働大臣の承認を必要とすることにいたしました。しかし、保安上危険であるとして廃止の勧告を受け事業を廃止する場合は、これを要しないことにいたしました。炭鉱労働者の再就職が困難であると認められる場合には、承認してはならないことといはしました。これに対しても当該炭業権者の石炭鉱業の事業の全部の継続が不可能である場合は例外規定を設けました。

炭鉱労働者の最低賃金制度の設定とともに、炭鉱労働者の雇用の安定をはかることにより、石炭鉱業の安定を期せんとするものであります。

本法案の規制の第一は、一時大量解雇の場合における解雇制限であります。この法の趣旨は、西ドイツのヴェルテンベルグ・バーデン邦における、大量解雇における従業員保護に關する法律並びに連邦の解雇制限法と大体同様なものであります。すなわち再就職

が困難であると認められる場合においては、その解雇はこれを認めずして、当該経営者に雇用を継続する社会的義務を負わせようとするものであります。このことは政府並びに経営者をして転換先の安定職場の確保に努めさせ、このことにより離職者対策は血の通つたものとして著しく前進することになると考へるのであります。

第四条は、承認を与えなかつたことにより欠損を生じた鉱業権者に対しては、炭鉱離職者臨時置法に規定する雇用奨励金相当額を補給金として支給するものとした。

第五条は、鉱業権の譲渡を受け租賦権の設定による事業が、従前よりも賃金その他の労働条件の低下を企図するものであると思われるときは、当該事業にかかると坑口の使用は禁止されることとした。

第六条は、坑内作業に従事する労働者は縦坑開発その他省令の定める若干の例外を設け、鉱業権者の直接雇用する者に限ることとした。

第七条は、労働大臣の諮問機関として労働者、鉱業権者、学識経験者三者によって構成される炭鉱労働者雇用安定審議会を設け、解雇制限の場合の審議並びに雇用安定の場合の調査審議をいたすこととした。

第八条は、労働省令への委任、第九条以下は罰則を規定いたしました。

以上が法案の内容であります。本法案は炭鉱労働者のきわめて熱烈な要望事項であり、本法案の制定は緊急な社会的問題の解決となり、石炭鉱業安定に資するものであることを確信し、提案いたしました次第であります。従つて、議員各位におかれては、何とぞ慎重御審議の上、賛意を表されることをお願いする次第であります。

特にこの際、委員長並びに議員の皆さんにお願いをいたしたいと思ひます。石炭産業の問題につきましては、委員長初め各議員の皆さんが、非常に御熱心に今日まで審議を続けていただき、過般の国会においては決議案まで上程していただいたのであります。

離職者の面については、若干の成果をおさめたことも確かであります。また近代化に要する資金等についても、若干の増加を見たことも明らかであります。しかし現に働いている鉱山の労働者の今日の状況は、第二会社、租賦権あるいは引き続く首切り、これによって、全く困難な状態に陥つておるのであります。従つて、どうか議員の皆さんにおかれましては、従来の御熱意をさらに一歩前進させて、現に働いている炭鉱労働者の生活の安定というこの一点に、どうか皆さんの御努力を切に申し添えて、私の提案理由を終わる次第であります。(拍手)

○有田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。二案に対する質疑は、後日に議ることとした。

○有田委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法案を議題として、前会に引き続き質疑を行ないます。

○有田委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法案を議題として、前会に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。始岡伊平君。

○始岡委員 たいだいまこの委員会で審議中でありまして、炭鉱の合理化臨時措置法に関連しまして、炭鉱の合理化資金などいわゆる資金対策に問題を限定いたしましてお尋ねしたいと思ひます。

昨年の十月三十一日に、衆議院の本会議で、三派共同提案のもとに、石炭産業危機打開に関する決議というものが行なわれたのであります。その一番大きな柱の一つは、石炭産業の近代化、合理化ということでございます。そのために必要な資金を大幅に確保

保するものとするということになつておりますことは、御承知の通りでございます。石炭対策は離職者対策あるいは産炭地振興その他いろいろな面を前進して参つておるのでございまして、その点、大初め政府当局の労を多とするものでございまして、一番大事な資金対策については、遺憾ながら十分であるとは申しかねる。これは国家資金の投入についてもそうでありまして、私が特にここで注目したいと思ひます。

これは、興銀なりあるいは長銀なりを初めとする市中銀行の動向でございまして、運転資金の方は別として、設備資金についてはいづれも逃げ腰でございまして、この傾向は三十六年に入りましてから特に顕著であります。たいだいまお手元に表をお配りしましたが、これは石炭協会の調査にかかるとございまして、市中銀行の設備資金の貸し出しの期末残は、三十五年の二百七億に比べて、三十六年の上期末におきましては百九十八億というふうな減少を示しておるのであります。

こういふような事柄につきましても、私は大臣にお尋ねをしたいのであります。今日の日では、石炭産業といふものは民営という形で経営されております。しかし、民営でありながら、たとえば全部政府の責任だ、自分たちの掘つた石炭をどこで買つてくれるか、それも政府が責任を持つてくれるか、今日の日では、石炭産業といふものは、実は民営企業としての実体をなくしておるといふも差しつかえないような状態でありまして、非常に遺憾であるし、また、世界じゅうにこんな醜態な企業といふものはないだろうと

私は考えております。そこで社会党の言うように、これを国有に移すということも考えられるのでございまして、私は、国有に移すということは、現状では必ずしも利口な、また有効なやり方だと思ひません。とすれば、この石炭産業が民営企業としてほんとうに自立のできるような、従つて自分で資金の調達もできる、そういうふうな態勢を作つてやる、あるいはそういう環境を整えてやるというふうなことに、石炭対策のねらいというものがなければならぬと思ひます。政府がいろいろの施策をおやりに、また政府の方では、非常ないい政策だということでも自願自費しておられるような政策をもつていたしましても、石炭産業は自信を取り戻すに至つておらない。またそれと相応いたしまして、たいだいま申しましたように、商業金融機関といふのは全面的に石炭産業にそつぽを向いておる、これは石炭産業が民営産業であるという建前から申しますと、非常に困つたものだと思ひます。私は、社会党の言うように、いわゆる石炭の政策の根本の転換を考へるとか何とかいふことを考へておるわけではございませぬが、今日までの政府のやつておられます石炭政策では、何かきわめて重要な点において欠けておる点があるのではなからうかという感じがいたすのでございまして、どうもはく然たる質問で恐縮ですけれども、その点大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

それから第二点として、こういう状態のもとにおいて石炭産業の再建を考へていかなければならぬとすると、少なくともどこしはらくの間は、設備資金についてはほとんどその全額を国家資金で見てもよいかはなないじやないか、と申しますのは、増資もできませぬし、また市中金融もできない、しかも一方、石炭産業がつぶれちゃ困るのだ、国際収支あるいは雇用、エネルギーの安定供給というふうな点からいまして、五千数百万トンの石炭を確保することはどうしても必要だといふことになつて、しかも商業金融が相手にしないといふことであれば、少なくとも設備資金については、その所要額のほとんど全部を国でめんどうを見てやるのは非常にいやでございまして、ほかにないのじやなからうかという感じがいたしますが、これが第二点。

第三点としましては、これに関連して長銀初めいわゆる商業金融機関に石炭の合理化資金の調達等について協力してもらふような方法というものはないものだらうかという、この三点を最初にお尋ねしたいと思ひます。

○佐藤内閣大臣 たいだいまお尋ねの点は、石炭産業の根本に触れた御議論でございます。私どもの悩みも、たいだいま御指摘になつたような点にあるわけでありまして、石炭産業が最近はいわゆる斜陽産業だといわれておる。その言葉を私とやかく言うわけではございませぬが、他のエネルギーと競合し、そうしてその競争の観点に立つと、どうも経済的に立ち行かない非常に劣性な地位にある、そういう立場からこれに對して民間金融をつけるということ、これはコマーション・ベースで金融をするという考えに立つ限り、今のような状態に実はなるだらうと思ひます。

問題は、石炭産業が、いわれるごとく基幹産業であり、安定産業であり、相当の収益をここで生ずる産業である、こういうことが約束づけられ、そして同時にそのことを信頼されるということになれば、必ず一般の市中金融も金融の道が開けてくるだろうと思っております。

ところで、石炭の産業というものは一体どういふ地位にあるのか、この委員会ができて以来、いろいろ私どもの考えも申し述べました、また関係の方々も、そういう意味について石炭産業の重要性を強く説かれて参りました。私どもも石炭産業の重要性、これを認識し、しかもまた、これを斜陽産業というふうな立場に追いやる、あるいは将来末細りの状況に追いやるということとは好ましいことではない。特に国内資源開発という意味においても、あるいは石炭エネルギーの安定供給であるとか、あるいは雇用の問題等から見ても、あるいは重要性は十分認識しなければならぬ。これが困つておる点にやはり力を貸してやうと、そしてこれを自立できるようにする。たゞいま国有論等が出ておりますが、私は石炭産業が国有でなければ立ち行かない、国有になれば必ず立つという、こういう結論は、その簡単に出すべきじゃないと思つて、私どもの考え方がおいては、自由経済のもとにおいては、育ち得る、育ち得る、これが第一の目的だと思つて、しばしば申しますように、基幹産業として、安定産業としてやるということ、この前も私申し上げたのでございますが、相当の利潤を生む産業でなければならぬ。相当の利潤を生むように合理化を進め

ていくとか、あるいはそのための必要な機械設備を進めていくとか、あるいは鉱区等の開発計画を進めていくとかいうことにあるだろうと思つて、だからこそ、政府自身も近代化についての積極的な支援をしておる。あるいはまた需要の確保という点について、あつせんし得るだけの需要の確保、そういう方向には努力して参つたわけでありませぬ。長期引取契約を結ばしたのも、その例だと思つて、ところが、その本筋はおそらく納得していただけないと思つて、実際にはなかなか言ひ通りになつておらないのじゃないか、金融は行き詰まつておるのじゃないか。たゞいま御指摘のような結果が出てくる。これを単に二、三年の特殊な状況からかような事態に追い込まれたり、あるいは金融の状態、あるいは石油の乱売とでも申しますか、そういうふうな結果から石炭産業にしろ寄せられた、こういうふうに見ることが出来るのか、本質的なものか、この点であります。おそろく、両々相待つて今日のような苦境にあるだろうと思つて、今回御審議をいただいております。今御審議をいただいておりますいろいろな法案なり、あるいは施策等にいたしまして、金額としては十分ではございますが、たゞいま御指摘の民間金融がうまくいかないから、そういう意味において世話をす

るといふ観点に立つておるのであります。一例を申し上げれば、石炭産業は運転資金の確保自身にも困つておる。だから、そういう意味で、運転資金を政府自身が世話する方法はないか。昨年は信用をつけるというか、信用保証というふうな立場で政府が金融のあつせんに乗り出しましたが、どうも信用

保証供与の程度では十分ではない。今度は政府自身の資金で必要な資金を貸すようにしなければいかにぬのじゃないか。これはどうも、それが退職金に使われるというふうなことで、本来から申すと、退職金なら金融の道はつけるが、その他の所要の事業経営にはあつておる。あつておるんじやないかというおしかりを受けるかも知れませんが、合理化を進めていく場合に、どうしても生ずる難題者に対してその手当もできないというふうなことも残念だ、こういう意味から、金額はわずかでありませぬが、退職金を直接政府が貸し付けるようにしよう、こういう道を開いたわけでありませぬ。たゞいま御指摘になりますし、あるいは政府の施策自身はわすかではあつても、呼び水的な効果が必ずあると思つて、そういう意味の施策が今回開かれたわけでありませぬ。しかし、私どもこれを十分だとは考えませんから、さらに必要な場合には政府資金あるいは政府関係金融機関の資金を豊富にする、あるいは協同融資あつせんの道を開くとか、積極的に金融についても相談に應ずべきだ、かように思つて、一、二、三とおあげになりましたが、大体そういうふうな考え方で今取り組んでおる次第でございます。

○始末委員 私、今の石炭政策に欠けておる一番大きな問題は、引取数量とかなんとかいうような数量の問題ではなくて、結局、最終的に石炭の価格がどのような点で安定が確保されるか、こういう価格政策の問題になると思つておる。そういう意味において、一番問題は石油価格との関連

の問題だと思つてございませぬが、この点はいずれ石油業法の審議の際に、もう一べん一つ御高見を伺うことにいたしまして、先に進ませていただきます。

三十四年の三月を起点として千二百円の炭価引き下げを目標として合理化計画が進められて参つたわけでありませぬが、このためには毎年度の程度の合理化資金つまり設備資金が必要であるのか、これは中小と大手がございませぬが、私は話を簡単にするために大手だけについて伺いたいと思つて、毎年必要とする設備資金の額いかに、それからその調達方法に、自己資金によるものを借り入れによるものと二つ考えられますが、その割合はどんなふうになつておるかというふうな点をあつてお尋ねします。

○今井(博)政府委員 合理化計画を立てたとき、長期の設備投資計画といふものをそれに関連して樹立いたしました。その計画は三十五年から三十八年までの間に全体で、大手、中小合

わせたとして、今大手だけというお話でございますが、大手だけで見ますと、この四年間で千三十一億の計画を立てた次第でございます。これを年度別に申し上げますと、三十五年度は二百七十八億、三十六年度は二百七十七億、三十七年度は二百四十四億、三十八年度は二百三十二億。当初は三十五年、三十六年に重点を置きました、三十七年、三十八年は、その計画が達成されれば次第に資金量が減つてくる、こういうことで当初計画を立てた次第でございますが、三十五年、三十六年が当初計画通り資金の調達ができませぬので、三十七年度、三十八年

まして、年間の純増額が九十五億といふふうに非常にふえた次第でございます。三十四年度以降につきましては漸次これが減少して参つておることは、い

ただきましたこの表で明らかに通ります。この点は、最初に御指摘の通りに、興長銀関係、市中銀行関係、そういうものの資金調達が非常に苦しくなつてきたということ、それから値段を順次下げておられますので、もうけがだいぶ減つてきた、そういうことに実は原因しているかと思ひます。

従いまして、この点につきましては、必要な合理化計画が達成されないのじやないかと、実は非常に心配をいたしております。三十四年度、三十五年年度につきましては、基本的な合理化計画、いわゆる大きな縦坑を掘るとか、大きな巻上機を作るとか、そういう合理化のなかなめになるような基本計画につきましては、これは資金を十分に充たしたまはして、この点については計画通り実はやつて参つておるわけでございますが、遺憾ながらその他の付属的な設備、あるいは住宅とか、そういう点にしが寄つて参つておる。その関係の資金が漸次ショートしておる。この点が実は三十四、三十五年年度の経過でございます。三十六年度になりますと、順位の少しおくれでおるそういう合理化工事にしわ寄せするところが今後は非常に実は困難になつてくるのじやないかと思ひますので、この点については、資金調達について一段と努力いたさなければならぬ、こう考へておる次第でございます。

資金の調達は、政府のかけ声にかかわらず、實際上はうまくいっていないといふことがわかつて参つたのであります。それで三十六年度の問題でございますが、これは現在の問題です。それから何か対策を考えればまだ間に合ふ、こういうわけだと思ひますが、大手十八社の設備投資計画は当初二百七十七億だった。その後、資金調達の事情からこれがおくれ参りました。その計画も大体二百七十億に圧縮された。しかし、その二百七十億が全額確保できるのかと申しますと、そうではないようでございます。資金の調達面では四十億程度の資金不足を生じておる。このままでは推移しますと、今日まで金繰りが非常に窮屈になつておられます。さらに工事代金の支払い遅延とか、あるいは工事の繰り延べ等をしていければならない、そういうたようなことで、企業の経営にも圧迫が加わり、また合理化も進まないというやうなことで、非常に遺憾な状態になつて、合理化基本計画というものが實際上遂行できないというところになると思ひます。ですから、いかがでございますか。なおこれにつきましては、年度末でございますが、大臣、何かお考えになつておられますか、何かお考えになれば、お聞かせを願ひたいと思ひます。

佐藤國務大臣 三十六年度の資金がショートしておる、これはただいま開始委員の御指摘の通りでございます。

過日米、事務当局で大蔵省ともいろいろ折衝しておる段階でございます。できることならば年度までに問題を片づけたい、かように思つておりますが、交渉の経過を事務当局から御説明をいたさせていただきます。

鈴木説明員 ただいま通産省から、いろいろ本年度の不足資金についての話でございます。また大蔵省全体といたしまして、どういふ結論にするかきめてはございませんが、われわれの今考へておられます段階で、私見になるかもしませんが、それでよろしければお話し申し上げたいと思ひます。

開銀その他からいただきました本年度の不足資金の実情は、開銀から実は二十六億円の要求でございます。通産省からはもう少しと大きい数字だと思ひますが、その内容を見ますと、国家資金の方は計画通りについておられます。調達面の方から見ますと、自己資金の減とそれから市中の金に色はございませんからいろいろむずかしい点でございますが、主として長期の運転資金と申しますか、整備資金による点が大きいといふふうに分析されております。そういう関係もございまして、ただいまこの委員会で、来年度は直接政府資金がそういう長期運転資金に出せるようなことを御審議願つておるわけでございます。ことしは、そういう事情でもございまして、なお、期間的に申ししても、すでに三月でございますので、四月早々現に御審議願つております法案が成立すれば、できるだけ早い時期に事業団を通じてそういう資金を流す。また場合に

よつて、その結果なお不足の事態があれば、その際にいろいろ検討する、そういうことにはいかかがかというふうにただいまのところ考へております。

開始委員 実退職金の金融の問題は、あとでお尋ねしたいと思つたのですが、退職金の方も足りないし、また三十六年度の設備資金の方も足りないし、両方ともそれぞれ足りないの、退職金の方を出すからこつちの方はよろしいのだといふふうには参らぬと思ひますが、その点は一ツ通産、大蔵両省に善処をお願いいたしまして、次に進みたいと思ひます。

三十七年度の資金計画といふものを、大ざつぱでけつこうでございますが、お聞かせ願ひたい。

今井(博)政府委員 三十七年度の設備の投資計画につきましては、まだ詳細は固まっておられません。当初われわれの計画としておりました、二百九十億の計画をいたしておりましたが、開発銀行の資金の関係、それから興長銀の、先ほどから議論になつておる、むしろ回収増といふやうな問題、それから自己資金関係で計画の若干修正といふやうな点を考へますと、この二百九十億に對しまして、四、五十億減つて参るのじやないか、こう考へております。

佐藤國務大臣 開銀資金の増加額をいろいろ協議をいたした、また折衝いたしたわけでございます。ところが開銀の総体の資金はなかなか困難な状況にあるものですから、やむを得ず八十億というところで最終的に決定を見たわけでございます。しかし、石炭産業の重要性を考へまして、必要な資金はちろん確保しなければならぬので

たよりにいろいろな不要工事、と申しますと諸弊がありますが、順位の低いところにしわ寄せするといふことが、三十五年度でほとんどその余地がなくなつておるという事情からいたしまして、三十七年度の投資計画につきましては、いろいろ現象が予想されますが、できるだけ一ツ今後努力いたしまして、投資計画をふやすようにやつてみたいと思つております。なお詳細は、年次計画を作りました上で御説明いたしたいと思ひます。

開始委員 石炭局長、開銀は幾らですか。

今井(博)政府委員 開銀は、三十七年度の計画は八十億です。

開始委員 昨年は……。

今井(博)政府委員 昨年も八十億でございます。

開始委員 せつかく大臣がいらしておられますから大臣にお答え願ひたいと思つたのですが、私どもが資金の大幅確保といふことを申しました際に、一番頭の中にありましたのは開銀資金でございますが、昨年と同じではどうも大幅確保といふことにはならないように思つたのでございまして、これは適当な機会に何か考へ直していただく余地があるものかどうか、その点ちょっと伺ひたい。

佐藤國務大臣 開銀資金の増加額をいろいろ協議をいたした、また折衝いたしたわけでございます。ところが開銀の総体の資金はなかなか困難な状況にあるものですから、やむを得ず八十億というところで最終的に決定を見たわけでございます。しかし、石炭産業の重要性を考へまして、必要な資金はちろん確保しなければならぬので

たよりにいろいろな不要工事、と申しますと諸弊がありますが、順位の低いところにしわ寄せするといふことが、三十五年度でほとんどその余地がなくなつておるという事情からいたしまして、三十七年度の投資計画につきましては、いろいろ現象が予想されますが、できるだけ一ツ今後努力いたしまして、投資計画をふやすようにやつてみたいと思つております。なお詳細は、年次計画を作りました上で御説明いたしたいと思ひます。

あります。開銀資金そのものを今この際にかがするとかいうことはまだ早いように思いますが、実施計画等ともあわせて見まして、必要な手続を実施の途中において考えるということにしてしかるべきだと思っております。

○始開委員 それから、小さい問題であるかもしれませんが、これは石炭局長にお尋ねをいたします。この表を見ますと、近代化資金の三十五年度貸付が七億、三十六年上期で七億、この近代化資金の総額、またその中で占める大手十八社の重要性からいまして、こういう数字はちよつと納得ができればいいのですが、これは合理化事業団の怠慢か、どういふ事情によるのか、またこれでもいいと思っておられるのか、ちよつと御説明を願います。

○今井(博)政府委員 近代化資金は、全体といたしまして三十六年度は二十二億程度の金額でございます。三十五年、三十六年のこの表では非常に少ない数字になっておりますが、これはおそらく、三十五年度は、合理化事業団がこの仕事を始めるのが、法律の改正が、国会の関係で一度流れて、それからあとで成立したというふうなこともございまして、事業団の店開きが非常におそかった、その関係によるものかと私は思います。なお三十六年度の上期におきましても数字は非常に小さくなっておりまして、これはいろいろな手続関係で資金の出方がおくれおるのではないかと、大體政府資金は、上期よりも下期に集中して出るといふ傾向がございまして、この点は資金の出し方の大きな欠陥かと思えますが、まあ手続の関係等であらうに上期は実は非常に少ない、こういう事情であらう

と思いが、この点は一つできるだけ改善を加えたいと思っております。

○始開委員 次に、問題をちよつと変えて見まして、いわゆる整備資金、退職金の金融の問題でございますが、これは先ほど大臣もちよつとお触れになりましたが、現在では非常に重要な意味を持つていふと思ひます。先般幹島炭鉱では、争議のあと、退職者が決定したのでありますけれども、退職金の調達ができないために数カ月間も退職者に迷惑をかけたというよりな例もあるようでございます。首切りを奨励する資金ということではございませぬ、労使双方が納得済みであるというのに、金がないためにそのことがうまく運ばないというところは、これははなはだ困る問題でございます。これはひいては炭鉱の経営を圧迫したり、あるいは合理化を阻害するであろうと存じます。こういうふうな金融は、一般的に申しまして、いわゆる金融ベースでは資金の調達が困難でございます。特に石炭産業の現状では非常に困難だと思っております。そういうふうな趣旨から、先般の予算決定の際に、財政投融資十五億というものが見込まれたのであります。実は、この法案が今この委員会にかかつておりました、まだこれを通過もさせないのにならういふ言ひは、ちよつとどうかと思ひます。ございませぬ、十五億という金でございませぬ、たとえ三井一社分にも足りない。目下の事情から申しますと、やや焼石に水の感があるのではなからうかと思ひます。ございませぬ、これは年度が始まったばかりでございますけれども、しかしでき得

れば、将来適当な時期ということではなしに、できるだけ早い機会にもう少しこれをふやすようなことを考えていただくことが適当ではなからうかと思ひます。ございませぬ、大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 これは、今の予算の成立といふと、衆議院を通過したばかりで参議院にまだかかつて審議の最中でございますから、これをふやすといふことはなかなか容易ではないと思ひます。これが金額が非常に多いことは、一面安心というよりにもとられるかと思ひますが、同時にまた、退職者の出方の問題がございませぬ、また先ほどちよつと触れましたように、金の使い方も実はあるわけでございます。そういう意味から、適当にこれを使つてみたい、かように実は考えております。今すぐふやせといわれましても、すぐ簡単にふえるものではないと思ひます。またこれがたくさん計上されてあります、あるいは退職者を非常にたくさん出すんじゃないかといふおしかりを受けるかも知れませんが、必要な資金には事欠かさないような使い方があらんじやないか、かように私も考えております。

○始開委員 大臣のお話でございますが、局長、三十七年度の退職金と申しますか、その所要見込み額といふものは大體見当がついておるんだらうと思ひますが、お聞かせを願ひたいと思ひます。その所要見込み額のうちで、合理化事業団の保証などで自己調達のできる額といふものはどの程度あるかといふことをお尋ねいたします。

○今井(博)政府委員 ただいまお尋ねの退職金の調達の所要額といたしましては、全体で百億というふうには実は考えまして、いろいろ予算要求をいたしたわけでございますが、どうして百億といふことを考えたかと申しますと、炭鉱離職者の数が全体で七万七千人といふ非常に大きな数字になるわけでございますが、実際は出たり入つたりする関係もございまして、純減として二万七千人程度というふうに考えたわけでございます。この場合に、実際に事業団が買取する山もございませぬ、あるいは自然に消滅する山もございませぬ、退職金の規定のある山もございませぬ、退職金の規定のある山もございませぬ、退職金としてわれわれが対象として考えなければならぬものを一応一万二千人と実は押さえて、それに対する平均的な退職金といふものを職員と工員に分けてはじきましたのが、百億というわけでございます。しかし実際はもっとと要るわけでございますが、最小限度確保しなければならぬぎりぎりの数字として、百億といふものを考えているわけでございます。

○始開委員 ただいままで私がお尋ねしましたところは、結局問題が三つに帰するのでございまして、三十六年度の設備資金の不足額については、何とか急速にお考え願ひたいといふことが一つ。退職金は非常に足りないもので、これは先ほど大臣のお話にもございまして、年度初めの比較的早期に何とか御善処願ひたいといふこと、第三点は、開銀資金等についても、期の途中といふことになると思ひますが、善処をいたしたい、また、できるだけ考えたいといふことでございますので、一つ御善処をお願いいたします。私の質問を終わりますが、最後に一点、現在

の炭鉱の經理の状況、その他物価の値上がりの関係、それから離職者に関する問題等からしまして、千二百円引き下げを若干ゆるやかに申しますか、時期を繰り延べてやつてもらいたいという要望が業界等にすいぶんあるようでございます。この点につきまして、お差しつかえのない範囲で大臣の御意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 財政投融資の関係の資金につきましては、随時増減が――減はおかしのいのですが、ふやすことは可能でございますから、必要に応じて、その手当をしたいと思ひます。最後に炭価の千二百円下げの問題でございますが、千二百円下げをめぐりまして、いろいろむづかしい問題にたいし当面してありますが、これは私が申すまでもなく、最近の諸物価値上がり、あるいは人件費の高騰等、千二百円下げを計画いたしました当初といふる情勢の変化もございませぬので、これを当初の計画通り実施することが可能なりやいなやといふことで、いろいろ私も検討しておる最中でございませぬ。もちろん本来が合理化の目標でございますから、これは関係筋の積極的協力を得てぜひとも実現したい、かように思ひますが、今まではしばしば申し上げておりますように、今回きめた千二百円そのものも、いわゆる石油の値段と絶えずそれをならみ合わせて作るというわけにはいかない事情があります。と申しますのは、石油の方は非常に乱売して、だんだん安くなっておるといふことでありますから、千二百円下げを計画したときはその根本も変わつておりますが、さらにまた、当時予想しなかつた事情が

あつて、これは非常に困難でありま
す。私も、昨年来当委員会でも申し
上げましたように、石炭を石油と価格
の面で競争させようとは毛頭ございませ
ん。とにかく、私どもの計画している
千二百円下げ、これを何とかして実現
させたい。それから後は、ここで一服
していただいて、炭鉄は炭鉄としての
合理化を進めていただく、それが将来
の安定産業になる基礎になる、こうい
う方向で一つ勉強していきたい、こう
いうことを実は申しておるのでありま
す。将来のことはわかりませんが、こ
も、おそらく石油も価格が安定する方
向へいくだろう、かように思います。

だから第一段の合理化計画、それだけ
を実施する、これをまずとりあえずの
達成目標、かように考えておるのでご
ざいます。それにしても千二百円下
げについては、この四月一日からこれ
を実施するとかいうことはなかなか困
難な事情もございまして、それをど
ういうふうに工夫したらいいか、事務
的にいろいろ検討しておる最中であり
ます。早く結論が出れば、その結論通
りにいたしますが、結論の出方がおそ
いと、どうしても実施の時期がややお
くれざるを得ないというのが、今の現
状でございます。これは差しつかえの
ない範囲と言われますが、差しつか
えの有無にかかわらず実情を申し上げ
る——このことは、あるいは石炭業界
の方から見ると、あまり急いで結論を
出すなども望まされるのではないかと
かように思っておりますが、すでに政
府が掲げ、公約した目標でありますか
ら、できるだけの工夫をしておるとい
うのが現状であります。やや決定の時

期がおくれるんじゃないかというよう
な今見通しをしております。

○岡田(利)委員 関連して一、二点資
金問題で御質問したいと思つていま
す。前に政府から出してもらつた資料
と、今始開委員の配付した資料で、特
に復金と見返り資金の関係では残高が
ずいぶん数字が違つて思つていま
す。通産省から出してもらつた資料で
すと、復興金融庫の残高は、三十六
年九月末で五十億四千二百萬の残高が
あるわけですね。この内訳は設備資
金、炭住資金その他坑木代金、こうい
う場合に実はなつておるわけですね。この
違いがあるわけですね。いずれにしまし
ても、復金及び見返り資金の関係は、
これは実際問題としては返す一方に
なつておるわけですね。今日特に資金事
情が、今質問の過程でも明らかになつ
たように、非常に逼迫してきておるわ
けですね。従つて、復金あるいは見返
り資金の資金については、一応繰り延
べをするとか、あるいは、できれば一時
たな上げにして、利子については考え
る、こういふような措置がむしろ手っ
とり早くとらるべきではないか、この
ように私は考えるわけですね。この資料
の数字の違ひは別にしまして、まず復金、
見返り資金について、そういう点につ
いて検討する意思があるかどうか、お
尋ねしたいと思つております。

○今井(博)政府委員 最初に、数字が
若干違つておるわけですが、業界の
方から出されたのは、大手十八社の資
料でございます。われわれの方は岡田
先生に差し上げましたのは全体の、中
小も含めた数字でございます。

それから復金あるいは見返り資金の
返済の問題でございますが、たとえば
復興金融庫の三十六年の十二月末の
残高は、この前差し上げた資料で
は、約五十億程度になつております
が、この返済につきましては、約半
分程度がやはりなかなか返済が困難で
あるといふことで、実際はまだ返済計
画が立つておらない格好になつてお
ります。あとの半分につきましては、そ
れぞれ返済計画を実行に合わせまして
相当長期にわたつて返済する、そうい
うことで、実際には実行に合ふような
返済の処理方法——今先生が言われた
ような方法で実は処理が行なわれてお
るといふ実情でございます。

○岡田(利)委員 今言った数字の違い
でございます。大体二十二億程度が中
小炭鉄であるといふことになりま
す。大手と中小の比率は、返済してい
ない額は大体半々、五五、四五くら
いの比率になるわけですね。従つて中
小炭鉄は、大手ですら、今始開委員
が質問したように、資金上非常に困
難な状態にあるわけですね。たとえ
返済が思ひ通りでない、こうい
うわけでも、実際は三十三年から三十四
年には九億、三十四年から三十五年に
は九億、三十六年に入つて三億程度九
月末まで返済されておる。ですから大
手のみならず、中小の場合を考えま
すと、より一そう資金の事情が困難な状
態にあると思つております。やはりこれ
らの資金については、特に返済計画につ
いては、返す一方の金なんです。さ
しかもあつた条件の中で、あとは返
さなくてもいいといふような雰囲気
の中で返した金も実際はありますし、私
はこの点特に善処方を要望しておき
たいと思つております。

それともう一つは、近代化資金は、
御存じの通り、四割政府の資金が出て
おるわけですね。あとの四割は開銀、あ
と二割は自己資金、こういふ形で近代
化資金が出されておるわけですね。最近
の資金状態から判断をしますと、これ
からの近代化は、その程度の金融政策
では解決できないのではないか、近代
化の方向というものをより普遍的に、
大胆に取り上げていくということが非
常に必要な状態に直面しておるのでは
ないか。私も各炭鉄を視察いたしま
して、特にこの要望が強いわけですね。
ですからむしろこの際、政府が炭鉄の
近代化をするといふのであれば、六割
程度政府の資金を出す、あとの四割は
開銀等から融資をする、こういふ思い
切つた施策をとることが必要ではない
か。特にこれは設備資金ですから、全
体的な金融の関係からいっても、こ
ういふ政策をとると近代化が進み、しか
も従来言われておるように、非近代
的な合理化、首切り、賃下げにたよると
いふことに反発して、政府は、今近代
化が進んでおるといふのであります。か
ら、むしろさういふ大胆な政策をとら
れたらどうかと思つております。この点
はいかががでせう。

○佐藤(國務)大臣 今岡田さんが言われ
ますように、なかなか金融がむずか
しいといふことは私もよくわかってま
す。同時に、一般産業に対する金融
措置等と比べてみまして、現在でも炭
鉄については特別な留意が払われてお
ります。さらにこれを厚くすること
は、相当問題があることだと思いま
す。また炭鉄を安定産業たらしめると
いうためには、今の一時資金といいま
すか、一時資金はやむを得ないが、こ

れだけやれば将来の見通しができるの
だ、こういう議論も成り立つかと思
いますけれども、ただいま御指摘に
なりましたような政府資金四割とい
うような融資でまず自立できるとい
うことが望ましいのであります。そうい
う点もあわせてとにかく検討いたしま
す。非常に手厚い保護は望ましいこと
ではあります。やはり炭鉄が自立す
るといふ面から見ますと、将来にま
す。点が残りはないか、こういふ心配
もありません。

○岡田(利)委員 特にこの点は十分検
討していただきたいと思つております。石炭
産業といふものは、日本の農業と同じ
状態ではないかと思つております。農
業近代化の場合には六割、近代化資金を無
利子で五カ年なら五カ年貸すという制
度があるわけですから、石炭の場合に
もさういふ感覚で近代化資金につ
いては考へてもらいたいといふことを、私
は特に強く要望しておきたいと思
つております。

それと、千二百円コストを下げてい
く場合、物価がどんどん上がつてきて
おる。もうすでに七百五十円の炭価の
引き下げ、これに加えて、結局二百円
以上のはね返りがあるわけですね。で
すから、実質上すでに九百五十円程度
コストを引き下げたといふのが、今日炭
鉄の合理化の実情であるわけですね。大
体千円はもう下がつておるわけですね。
政府の当初の計画は物価横すべり
といふわけですから、さういふ非常に
無理をしてきておるわけですね。しか
も資金の需要はなかなか田舎にいか
ない。先ほどの大蔵省の答弁でも、首切
りの方の資金が、早く法案が通つても
らえばその分だけ田舎にいくのではな

いか、プラスになるのではないかと、いう話ですが、だから、首を切つたり賃金を下げるところに合理化のねらいを集中しているのではないかと、こう私は指摘をする最大の理由があるのです。この点をよく考えてもらいたいと思ふのです。ですからやはり近代化資金なり設備資金については、少なくとも——今よまたた歩いてはいるわけなんです、これは注射をするのではなくして、むしろ何か血液をその人からほかの人に輸血をするような格好で取り上げる、こういうような方向で今の政策を行なわれておると思うのです。ですから、元気がいい人でも輸血した場合には少し休まなければならぬのですから、そういう意味で特に資金問題については、国会の決議もありませんから、いずれあらためて詳しくこの問題は質問したいと思ふことが、特段の検討を願いたいということをお願いいたしておきます。

○有田委員長 中村重光君。

○中村重光委員 きよりは幸い大臣が見えておられますし、合理化法の一部改正法案を中心にして、今議論された千二百円のコスト・ダウンの問題をいろいろ質疑してみたのですけれども、時間もだいぶたちました。そこでそのことは他日に譲りまして、きよりは産炭地振興事業団法のことについて、先日政務次官並びに局長に質疑をいたしました。納得がいかなないので、それから疑問の点を一つ大臣にた

御承知の通りに、さきに三十九国会において、画期的な決議といわれた石炭危機打開の決議がなされたわけですが、三党提案、満場一致の決議ということになりますと、えてして最大公約数の妥協の産物といったような、そういう形の提案、決議というものがなされるわけでございますけれども、石炭危機打開の決議案というのは、事前に各党十分慎重に案文を作ることについても討議を重ねて、そしてあのような前向きな決議というものがなされたわけでありまして、従いまして、今度の四十回国会においては、石炭産業の安定のために相当画期的な法律案の提案がなされ、また予算の計上もあるのじゃないかと、そして期待を私どもは持つておったわけでございますけれども、ふたをあげてみますと、予算にいたしましても非常に少ない、また法律案にいたしましても、離職者臨時措置法というものは別といたしまして、通産省関係では、今議題となつておるこの二つの法律案、それから保安法の改正、そういったようなことになっておるようでありまして、合理化法の一部改正にいたしましても、決議の中に盛り込まれた鉱区通機構の整備の問題、そういう石炭産業の恒久的な対策といったようなものは、法案の中には出ていない。どうひいき目に見ましても、これは首切りを中心とした合理化を強く推し進めていく、そうした内容であるというふうに見られるわけでありまして、特に私からこれをお尋ねしてみようと思つておられますこの産炭地域振興事業団、この法律は、産炭地域振興臨時措置法という法律の趣旨に沿つて提案された、私

はそのように理解いたしております。ところが、先日私が質疑をいたしましたのは、この産炭地域振興臨時措置法の目的の中にあつた石炭の需要の安定的拡大をはかつていく、このことが削除されておるわけでありまして、私どもは、この事業団というものは、やはりこの石炭需要の安定的拡大をはかつていく、このことがこの事業の中心であるべきだというふうに期待をするわけでありまして、このことを削られたかというのを、どうしてこれを削つたかというのを私がお尋ねをいたしました。当初の通産省の草案にはこれは入つておつた、しかし、いろいろと関係方面との折衝の結果、これは除いたのだ、しかしこれは除いたけれども、石炭需要の安定的拡大をはかつていくということ、これはできるのだし、またやるのだ、需要の拡大に不可欠の問題である産炭地発電の問題にしても、これはやれる、そういうふうな答弁であつたのでございます。しかし、この法案の中身を見てみますと、そうした答弁では私どもはどうしても満足できない。大臣はこの点に對してどのようにお考えになつておられるか、まずその点を伺つてみたいと思つておられます。

○佐藤國務大臣 第一段についてですが、昨年超党派で決議をいただきました。その結果、普通の状態ならなかなか予算編成も困難なものが、でき上がった。おそらく通産事務當局といつたしましては、画期的な石炭対策を推進することができ、かように思つておると思つておられます。もちろん、私どももただいま御審議をいたしておりまして、いろいろな各種の法案なり施策等で満足

しておるわけではございません。また、予算の金額等については非常に不十分であり、不満足でございます。しかしながら、とにかく新規なものが計画できる、これは非常な前進だと思つておられます。とりもなおさず各党の御鞭撻の結果だ、かように私ども感謝いたしております。

そこで、今でき上がったお尋ねする事業団にいたしまして、そういう見方が一つあるわけでありまして、とにかく一応店開きをした、これから順次内容も整備される、かように考えているのかどうかと思つておられます。そこで、積極的にこの事業団で発電所まで経営するかどうかという問題になるわけでありまして、すでに御承知のように、電力関係については、電力の一応の統制ができておられますし、また、これからは山元発電について積極的に協力の意思を示しておられます。可能な範囲のものについては、そちらに譲つてもしかるべきじゃないだろうか。これがまあ、ただいま中村さんが御指摘になりますような経過をたどつて、今日参つておるわけでありまして、私は、今の山元発電等が不十分だ、こういう結論になれば別でございますが、ただいまのところ一応の要望には沿ひ得る、むしろ資金計画を豊富にしてやるならば、山元発電による火力、これは将来も見込みがあるものだ、かように実は考えておられますので、事業団があつてそこまですて手を出さなくてもいいのじゃないか、実はかように思つておられます。むしろこの炭鉱地自身で新しい事業を導入する、こういう事柄にこの事業団が働きかけることが、労務の移動等の面から見てもいいのじゃないか、ある

いはまた炭鉱ででき上つた都市、市町村にいたしまして、やはりその場所に事業を持つてくることが町村の疲弊を防ぐことになるんじゃないかと、事業団は幅広く仕事をできるように指導してみたらどうか、そういう意味で市町村なり、また関係の方々への御協力を願うべきじゃないだろうか、実はたまたまさように考えておるのでございます。私にはこの産炭地の振興あるいは炭鉱の合理化等につきまして、これがはたして可能かどうかわかりませんが、炭鉱経営者も一から十まで全部炭鉱経営に終始する、ここにきつづけるといふことはどうもまずいんじゃないのか、もう少し幅広く経営の範囲の拡大もできるんじゃないだろうか。これは現にドイツなどでも、炭鉱経営者が電力を作つたり、あるいはまた石油にまで手を出しておる。やはりほとんど範囲を拡大していつて、従業員をその方面にも吸収していくというふうな処置をとられるわけでありまして、私は、地方の表徴というふうなこともあわせ考えると、もう少し経営の範囲が拡大される、その適当な職種をやはり考えてもいいんじゃないかと、そういう方向協力する余地が多分にあるんじゃないだろうか、こういうふうには私は相当幅広く考えているつもりでございます。他の面で経営可能な方は、その行政指導と相俟つて、それを進めていく、そういうことが望ましいんじゃないかなというふうな気がしておられます。

○多賀谷委員 ちょっと関連して、今の炭鉱経営者が幅広くという話は、何々鉱業会社という、その企業は確かに安定します。しかし、これは非常な

危険性があるんですね。炭鉱本来の業務から、だんだん乖離する可能性があります。会社自体はよくなるけれども、日本の石炭産業はよくならぬという、こういう事態が起こる。それは石炭に関連する点はいいでしよう。しかし観光なんかにどんどん金を出したら、これはやっぱり問題が起こりますよ。今経営者のモラルの問題が非常に出ておるのですね。とにかく今の経営者はモラルがないということをおっしゃるのですよ。この問題とやっぱり関連があると思うのです。私は幅広くやるということをおっしゃる。私に幅広か、し本業の業務を放擲して、炭鉱に金を貸したつもりでおつたら別なところに投資されておつたというように、金にひまはつきませんからね。こういう事態も起こるんですね。問題は、たとえ炭鉱労働者の雇用を吸収するための事業であるか、あるいは石炭産業をさらに安定するための事業であるか、これが必要ではないかと思うのです。一つその限界を、抽象的だけれども、一つお示し願いたい。

○佐藤国務大臣 もろろん本業を忘れていくような事柄については、事業団もなかなか協力はしにくいと思えます。私が申しますのは、非常に極端なことを申すと、石炭の合理化を進めていくと必ず過剰人員というものが出てくる、その過剰人員がその土地で吸収されるならおろそかに移動の問題はございませぬから、これは一つのいいことじゃないかと思う。しかしながら職業の選択の自由がございませぬから、離職した人が、少々離れても他の場所へ就職するという方もありませぬ。またもう一つは、一つの山によってその土

地の繁栄というか、それが結びついておる。そういうことを考えると、極端になると、山自身が閉鎖してしまふ、そうすると、やはりかわつた事業がその土地に興らないと、その町村は疲弊してしまふということ。だから石炭自身ももちろん大事でございませぬから、これはもう安定産業、基礎産業たらしめるこの努力はいたしますが、個々の具体的な場所については、その山自身も閉鎖しなければならぬという場所も出てくる。しかも従業員は全部よそへ移らざるを得ない、あるいはまたその町自身もそれで疲弊してしまふ、それについてやはりかわつたものを一つ考えていく。これは固もそういうかかわつたことを考えますが、考えるのは固ばかりじゃない、事業者自身も考えてしかるべきじゃないかということ。これは私申し上げたのです。りつぱな山があつて、その山の経営に金さえつぎ込めば、また機械さえつぎ込めばりつぱに成り立つ山があるにかかわらず、他の方がもつと魅力があるからといって、その山を捨ててよその仕事にかかれ、かようなことを申すわけじゃない。だからそういう意味で、この事業団はやはり幅広くやるべきじゃないか、また山自身に見込みがあるなら、甲の経営者がそこを見捨ててきて、必ずそれにかわつた者が出てきて、その山の経営をするに違ひない。だから石炭ということはもちろん大事なことと申しますし、産炭地振興とまで銘打つておるのですから、産炭を第一に考へるといふのは当然です。産炭地振興という限り、石炭を出すのが唯一の産炭地振興じゃないか、これは非常にわかりやすい議論だと思

のですよ。しかしそれができない場合に、ただいまのような必要性ができてくる。それがやはり事業団がやるべきことじゃないか、かように申し上げたのであります。

○中村(重)委員 今大臣が言われた、相当広範囲に事業を推し進めていく、あるいはまた、この法案の中にありますが、いろいろ他に委託させてやらせるものもろのことが考へられておるとは思ふのです。ところが私がこの法案の目的の中で指摘いたしておりますのは、今議論されたことも直接的に關係を持つてくるのです。運用でどうにもなるんじゃないかと言われませうけれども、やはり法律というものが一つできてくると、その目的に反するようないことをやると、いろいろ原則の問題等にもそれはぶつつかつてくる、また政府問題化してくるといふこともあるでしょう。そう考へてみると、この産炭地事業団法というこの法律も、ただ石炭を掘るといふ事業をはかつていくことだけが目的ではないのであつて、ほかの事業もやつてその地域の振興をはかつていく、そうして雇用対策といつたようなこともやるのだ、それはそれでよろしいわけですね。ところが肝心の産炭地振興、石炭需要の安定的拡大をはかつていくという目的そのものをこれからなくしてしまふ、ということになつてくると、これは問題があるじゃないかというのを私は言つておる。それをなぜになくしたのか。ところが、やれるからこれをなくしたのだ、ではなくてもやれるのだ、こういうことでは、積極的に産炭地振興をはかつていくためにこの事業団を作るとい

り、その意欲というものが欠けておるではないか、このことを私は強く指摘をしておるわけですね。まず、その点を一つはつきりお答え願いたい。

○佐藤国務大臣 これは私、中村さんの言われることがわからないでございませぬ。御承知のように、産炭地発電というものをどんどん進めておられます。また電力会社も、そういうことで積極的に協力しておる。これが事足りないという事態になれば、今言われるように発電をやること必ずしも悪いとは申しませぬ。申しませぬが、それだけの事業分野がございませぬ、ことに電力というものは各地域に統制的な会社を作つておられますので、それをして計画を進めさせることが需給計画が立つゆえんだ、こう実は思つておられます。この分野はやはり電力会社をしてやらせることが望ましいんじゃないか。すでに御承知のように、九州なら近田、若松あるいは大村、最近ではまた佐賀あるいは大牟田、次に火力発電の計画があります。北海道においても、銅路その他の地域においてそういうものを計画しておられますから、これが地元で使われるということになる。そういう計画もあり、どうも電力会社にまかしたら思ふ通りにやらない、だからおれの方で電力を作つて、電力会社に買わしてやる、こゝまで進むのはどうかと実は考へておるわけでありませぬ。

○補詰政府委員 この三月の末に審議会を予定しておりますが、それにはまだ入つておりませぬ。しかし今大臣がおつしやいましたのは、通産省の方針として、ぜひやらせたいということ。今非常に強い行政指導をしておるわけがございませぬ。たとえば九州の佐賀火力、これは今までもいふん問題があつたわけがございませぬが、やつこのほど通産省のあつせんが功を奏しまして、通産局長室で電力会社の社長と佐賀県知事と共同発表をされたということ。これは需給の計画等を考慮して、十月の審議会にかけるということ。を正式にお互いに確認し合つたわけなことです。銅路につきましても、これはまだそこまでいっておりませぬが、われわれといたしましては、何とか十月の審議会にかけるように、一実は電力会社自体も、銅路方面の需給状況から考へまして、三十九年の三月の審議会には出したいということは今まで言つてきたわけでありませぬ。しかしこれはあまり長いのもつと縮めぬかというところで、今のところ、三十八年でどうだといふところ、三十八年までいふわけでありませぬ。これは御承知のように、北海道電力はまだ全体で八十万キロくらいしか出力がないわけですね、電発も全部入れまして、その中で今度、非常に需給の苦しい新江別十二万五千キロといつたやうなものも作ることになつております。現在すでに新江別の方でもいろいろやつておるわけがございませぬ。そういうことから、資金繰り等も非常に苦しいということに、資金の事情を許せば、最可及的に銅路の方にも取りかかるといふことは、これは会社も考へておるであ

○多賀谷委員 そのつらさでございませぬ。三十七年度の計画に入るわけですね。

第二類第四号 石炭対策特別委員会議録第十五号 昭和三十七年三月十三日

○佐藤国務大臣 そのつらさでございませぬ。三十七年度の計画に入るわけですね。

○多賀谷委員 そのつらさでございませぬ。三十七年度の計画に入るわけですね。

○佐藤国務大臣 そのつらさでございませぬ。三十七年度の計画に入るわけですね。

○多賀谷委員 そのつらさでございませぬ。三十七年度の計画に入るわけですね。

しょうし、われわれ公益事業局といったしましては、極力ねじを巻いて、この十月の審議会には出せるといふようなところまで持っていきたいということ、せつかく努力中でございます。きまつたというわけではございませんが、その方向で微力を尽くしたいと考えております。

○多賀谷委員 ちよりと鋼路炭田は、大体三十七年度に決定していただきまして、それが稼働いたしますところに、三百万トンぐらいの精炭になるわけですね。三百万トンといふと、低品位炭がかなり出てくるわけですね。鋼路のような石炭は、どちらかといえは、かなり長距離輸送をしなければならぬのですから、悪い石炭を輸送するというのは、日本経済から見るとマインナスなんです。あそこを需要を見ると、大体五億キロワット・アワーくらいあるわけですね。ですから、七万五千キロワット・アワーの発電をやるには、大体需要がまかなえる、こういうことになる。すでに水力の関係で事故が起りまして、ちよりと正月であったものから、被害は比較的少なかったのですが、それでも一億を優にこえている被害が起っております。ですから、精炭のいいのを輸送して、悪い石炭は地元で消費するという体制が全国的には必要ではないか、それがためには、やはり今長距離輸送をする関係で十分な活用ができていないし、また比較的低位炭も輸送しなければならぬ、こういう状態にありますから、早急にそれをきめてもらいたい、こう要望しておきたいと思っております。

○佐藤國務大臣 これは、偶然にも皆様と私も政府側の考えとが一致して

おるようであります。大へんしあわせに思いますので、ぜひともこれは実現するように、最善の努力は払っていただくつもりです。

○多賀谷委員 もう一つ、電力の場合には、初めから第一期、第二期と工事の計画がありまして、土地の造成についても最初からそういう計画をしておるのです。ところが電発の若松の場合には、西日本火力は第一期、第二期と計画が統一したわけですが、電発関係の場合には第一期工事だけ計画をして、二期工事に掛かるまでの間にかなりプランクが今ありそうなんです。そうすると、結局金利の面からいっても、施設の計画からいってもむだになる。ですから、これはやはり遠賀川の汚水処理と関連をして、そういう遠賀川の改修、それと一緒に合わせて早急に計画をしてもらいたい。と申しますのは、電力会社すなわち九電力の入っている場合は、自分のところで使いますから、比較的まますにしないのですが、今、電発の関係は、九電力と関係がないというので、比較的まますにしておる。ですから、先に生まれた子があとになつて、あとから生まれた子がついて二人も生んだ、こういう形になっておるわけですよ。これも私は全体の計画から見ると、やはりマイナスの面があるんじゃないか、こう考えますから、早く汚水処理の計画と一緒に推進をしてもらいたい。

○佐藤國務大臣 遠賀川の汚水処理は、もうずいぶん長くいわれております。もう多賀谷さん御承知のように、今の総理が通産大臣時分非常に積極的な計画を進めたわけでありまして、なかなか思うように進まない。それほど

実は困難な問題である。これは地方の方であられるだけに、よく御承知の通りであります。今言われますように、この大目的はやはり産炭地発電といふこと、せつかく出ている石炭を使いますか、せつかく出ている石炭を使いますか、また使わなければもつと掘り出せる、こういう状況にあるのでございまして、いずれにしても緻密な石炭火力発電の計画を立てることを一そう私も検討を進めて参りたいと思っております。その意味では、通産省は、それぞれ局は違いますが、非常に連携がよくとれております。十分御期待に治りことができるのじゃないか。一そう努力するつもりでございます。

○中村(重)委員 火力発電の問題は、いろいろ今質疑が行なわれたのですが、私も、この事業団に火力発電はぜひやらせなければならぬ、そういう窮屈なことを言っておるわけではございません。また決議案でも、そのことはぜひ事業団にやらせなければならぬ、しかしだときめつけていないわけですよ。しかし産炭地振興、こういうことで石炭需要の拡大をはかっていくんだというのを強くこの決議は主張しておるわけですね。それに基づいてこの事業団といふものは作られた。ですから、先ほど大臣が御答弁されたように、産炭地という名称がついている。そこで、石炭の生産であるとか需要という問題を推進していくということ、これは事業団としては当然なことだ、こう

いったような御答弁であった。かつまた、先日の委員会において私の質問に対して、政務次官並びに局長もその通り御答弁になった。この事業団で石炭の需要を確保していく、これに伴って当然生産も拡大をしていかなければならぬ。そういう関連するものをこの事業団は強力に、積極的に推進していくように確認してよろしくございませぬ。

○佐藤國務大臣 今の通りでいいと思っております。そこで私は、いわゆる産炭地に興る事業について、なるべく石炭を使いということを実は勧めたいのであります。けれども、なかなか経営者自身から、給食用に石炭を使わないでガスを使ったり、あるいはまた、産炭地の近くにできる新しい工場が、わざわざ港から相当奥まで重油を取り寄せて、そうしてその工場のモーターを動かす、こういうようなものがあるのです。これはやはり政府自身が気をつけなければなりません。また炭鉱経営者自身も炭の売り込みの努力もいたしまし、産炭地振興というか、石炭産業を育成強化するというか、そういう気持ちにならなないと、なかなか効果が出てこないと思つて、具体的に申しますと、中村さんも御承知のように、北海道で製糖会社ができる、製糖会社がわざわざ重油を使い、私など非常に憤慨した方で、そんなところで重油を使うなら、そんな製糖会社は作らぬでもいいと言つた次第です。だからみんながそのつもりになってやれば、確かに経済性から見ても、山元に近いところの工場なら安いのです。ただ重油を使うことがいかに近代化であつて、石炭を使うのは旧式だといふような気が持たさうか、これはとんでもないことだと思つて、そういう意味で一般のPRが非常に大事だ、こういうふうに

思つておられるので、これは全部が監視するようにならなければならない。○中村(重)委員 そこで、あとでいろいろ問題を起こさないために念を押しておきたいのですが、この十九条で業務の範囲をきめておるわけですね。ところが三十六条で、この十九条に示す業務以外の業務をやつたならばこれは罰則規定がある。この十九条を見ると、石炭の需要の安定的確保をはかつていく事業といふものは、ここでは行なわれないのです。先ほど大臣が答弁された、いわゆる石炭産業といふものがなくなつてしまつた、そしてその他の鉱工業を興して、そういうことのみがこの業務が限定されておるといふことです。これ以外のことをやつたら罰金三万円を課せられる。それから十三条によると、理事長と理事は非行行為、法律に反する行為をやつたといふので首を切られてしまつた、こういう規定になっておる。これはまことに問題があるわけですね。これはどういふことでそうなつたのか、この関係はどうなのか、その点を明らかにしておいてもらいたい。

○今井(徳)政府委員 法律の第十九条に業務の範囲をきめておられて、その範囲外にわたるならばもちろんこれは罰則の適用があるわけでありまして、従つて、それ以外の仕事をいたします場合は、法律の改正を必要とするわけでありませぬ。

○中村(重)委員 そういふでたらめな答弁では困る。事業団はこういうことをやることを目的とするのだという法律を、あなたはお作りになつた。その目的に基づいて、十九条の「業務の範囲をお作りになつた。この業務以外のこと

をやるならば、三十六条による罰則というものはあるのです。またこの事業を遂行もしないでいて、肝心かなめの目的の中においては、私がいろいろと指摘いたしましたような石炭需要の安定的確保はやるんだ、この目的の中に入っていないけれども、当然事業団の業務としてやるんだし、やれるんだと御答弁になった。また私が確認をいたしましたように、大臣もその通り御答弁になった。それ以外の業務をやるならば、法律を改正すればいいのだというふうなことで困る。全然予測しないような事業が将来興るといふ場合は、ただいまのあなたの答弁でよろしいわけですか。そうじゃないですか。これは当然やるんだということがはつきりしておる。この事業団の主たる仕事であるというのを御答弁になっておる。その御答弁になったことが、三十六条においては罰則規定という形において排除される、こういうことになりようなことで、これは問題にならないですよ。どうですか。

○佐藤国務大臣 中村さんは何か具体的に、どういふ仕事をやったらということでもお考えになっていらっしゃるのかと思いますが、ただいま申し上げましたように、この事業団で計画しておるもの、これはその通りやってもらわなければならない。第一条に書いてある目的と十九条の範囲が――十九条は非常に狭められておる、こういうことを御指摘になって、だから非常に拡大したら困るだろう、こういうことなのでしようが、今予想しておる面から見ますと、一通り仕事はできると思っております。また発電事業そのものは、なるほどこれはやらないうことになっておる。何かこれにあえて抵触するようなものがございますか。一応いろいろ事例がある、これはどうだといふような具体的な問題があればともかくですが、私は一通りこの一条と十九条を関連して読んでみて、今まで予想されているものは一通り入るようになるのじゃないかと思っておりますが、何か特に不都合なものでもございませうか。

○中村(重)委員 私は大臣の今のお答えは、私の質問に対する反論と受け取ります。先ほど私は、あなたといふいふ質疑応答をかわしたのです。そして産炭地振興、石炭の需要の確保をはかっていくのだというのをあなたに御答弁になったのです。それは間違いはないはずですか。そうすると、その目的に基づいて当然事業といふものは生まれなければならない。具体的な問題を言えと言われるならば、石炭の需要を言えと申す、そのためには石炭の生産の拡大もはかっていかなければならぬ、それに関連しては、流通機構の整備の問題等いろいろな問題もこの事業団において行なわなければならないという形になってくる。この十九条の業務の範囲は、もう石炭といふものを離れて、過去においては石炭の地域であった、ところが買上げであるとかその他いろいろの形において、もう石炭産業はそこからなくなりました。そこで石炭以外の鉱工業をそこで興してこなければならぬ、そういう考え方の上に立って、十九条の業務の範囲は規定されておるといふことなんです。そうすると、先ほどいろいろ論議した問題とこれは異なってくるのじや

ないか。今あなたのお話の質問に対して、あなた具体的な問題があるとおっしゃるなら、それじゃあなたはそういうことを全然お考えにならず、石炭の生産であるとか需要の確保といふようなことは全然お考えになっておらぬのですか、こういうことを私はあなたに反問しなければならぬことになる。先ほど来いろいろ御答弁になったことは、もうそなんですか、こういうことになる。

○佐藤国務大臣 これは、うそは申し上げません。鉱工業の誘致ができることは、その石炭の山自身にとって必ずしあわせだと思っております。これは先ほど電力の例でもお話がございましたが、また私も例を二、三申しましたように、その土地に鉱工業が誘致されるならば、その山元の石炭は必ず使われるという方向だと思っております。別に先ほど来申し上げたことと矛盾しておるわけではございません。私が申し上げたいのは、石炭直接の問題としては、今日いろいろの手を打って、石炭のため特別な融資をしたり、あるいは近代化、合理化を推進させたり、いろいろ例を申せば、日本の石炭産業といふものはおそらく非常に問題になりまが、産炭地自身で適当な鉱工業が誘致されるようになれば、これは産炭地自身に事業が興るので、炭は必ず使われる、こういうことになるだろうと思っております。そういうことをやるのが実はこの事業団が本来の目的とするところだ、かように実は思っております。私が先ほど来申し上げたことは別に申し上げておらない

もりでありませう。さつき私が申した言葉が、あるいは誤解を受けておるかも知りませぬ。一番最初、産炭地振興といふことを私聞いたときに、産炭地振興なら石炭さえ出ればいいのじやないか、そのためにいろいろやっておるんだ、ところがその炭が出てこない場合にその地域が困る。それを産炭地と実はいつておる。あるいは炭が出てくると、距離が非常に離れておるために十分の利用ができない、それが問題なんだ、そういう意味で産炭地振興といふことを実はいわれておるわけでございます。中村さんの言われることと私の言われること、別に矛盾はないように思っています。だからこれは、その地区で産炭地が興るようになる、そうすると山元自身で使われる。先ほど来山元発電を御指摘になりましたが、これなどもやはり、山元で石炭が使ってくれば両方がいい。これはあえて発電所には限らないのです。あるいは製糖会社の例も申しましたが、あるいは学校の給食用の燃料炭のお話もいたしましたが、その土地自身で石炭を使ってくると、それにはやはり鉱工業を誘致することが先じゃないか、こういうことを実は申し上げておるわけでありませう。

○中村(重)委員 それじゃ、大臣が石炭の需要といふことをそれほど広い範囲で解釈なさるならば、なぜに産炭地域振興臨時措置法の目的にあった石炭需要の安定的拡大といふものをこの事業団の方においては削られたのですか。産炭地域振興臨時措置法の目的の中に入っておったのをわざわざ削るから、こういう疑義が起こってくるのです。だからこれは、確かに落ちておるのなら落ちておる、委員会においてこの点措置してもらいたい、こういう御答弁があれば――これはそう言われぬでも措置しますよ。しかし、あまりそういうふうないろいろな強弁なさるからこういうことになる。

○佐藤国務大臣 この法案を作ります当初においてどういふ案ができていたか、これは私事務当局から説明させますが、私どもが今日まで取り組んでおるのは石炭産業の安定、あるいは基礎産業としての基礎を作る、これはあらゆる面で所信は表明をいたしておりませう。表明をしておりながらも、なお十分の効果を上げておらない。それが昨年の超党派の決議を見たゆえんだと思います。その一つ一つの具体的な案として、ただいま産炭地域振興事業団といふようなものが出ておるわけですか。あるいは、鉱業保安法といふようなものも一面に出ておるわけですか。これは今の言葉があるとかないとかいうことになしに、十分に一つ御理解をいたしたいと思っております。

○岡田(利)委員 今、中村委員も申されたのですが、こういうことなんです。今年度の予算要求で、産炭地事業団は揚地発電をする、こういう予算要求をしたけれども、電力会社といふ話の結果、三百万トンの石炭を引き取るということで、産炭地事業団は揚地発電をしない、こういうことに経過として予算折衝でなっておるわけなんです。そこで産炭地事業団の内容としては、振興法からいくと、産炭地発電といふ面が強く出ておるわけですか。そういうことも予想されているわけですか。またまた事業団が出てきた場合に、もう産炭地発電は一切やらぬで、今、電力の系統といふものがあるわけだか

○岡田(利)委員 今、中村委員も申されたのですが、こういうことなんです。今年度の予算要求で、産炭地事業団は揚地発電をする、こういう予算要求をしたけれども、電力会社といふ話の結果、三百万トンの石炭を引き取るということで、産炭地事業団は揚地発電をしない、こういうことに経過として予算折衝でなっておるわけなんです。そこで産炭地事業団の内容としては、振興法からいくと、産炭地発電といふ面が強く出ておるわけですか。そういうことも予想されているわけですか。またまた事業団が出てきた場合に、もう産炭地発電は一切やらぬで、今、電力の系統といふものがあるわけだか

ら、そこでやるのだ、こうなつておるわけです。そこでわれわれが主張するのは、もちろんそういう原則は認めるけれども、発電をしないという事はことしは認めるけれども、石炭と電力とのこれからの話し合いがいろいろあるではないか、そういう場合に事業団はいかなる発電もしないのである、こういうことはどうか。だから、今年度やる計画のあることはけつこうだ、将来またそれが順調にいけば問題ないでしようけれども、その場合に積極的に予算をつけてやる、今打ち出すのではなく、やり得るといふことをこの事業団の事業範囲に含めておいて、あと認可するのは通産省がやるわけですから、事業計画は全部通産省がやるのだから、その前の根拠を持っていないければ、事業団というものは弱いではないか、こういうことをわれわれは主張して、実は前に私から石炭局長に質問しておるわけです。この点はペンディングで残っている問題なんです。通産大臣としては、こういう調整をはかつたり、いろいろな将来の展望に立つて考える場合に、今すぐやるという事を言わなくても、やり得る根拠だけは持つ必要があるのではないか、こういうきわめて親切的な質問をおるわけなんです。この点いかがですか。

○佐藤国務大臣 非常によくわかりました。当初産炭地発電あるいは揚地発電、いろいろな議論をいたしました。これは御承知の通りであります。電力会社自身もそういう事柄で、せっかく自分たちが発電しているのに、第二の電源開発みたいな会社ができることはあまり好まないというようなことでございます。いろいろな行政的な折衝をいたした結果が、自分たちの方で三百万トンの引取長期契約をする、これ十分信頼していただけるだろう、こういうことで、しからば私もそういう方向で指導していいじゃないか。先ほど、通産省内で企業局と石炭局の間の連絡が十分とれておると言いましたのも、そういう意味なのであります。そういう意味で一応の見当はついておるので、ただいまのような法案の御審議をいただいております。私はこれを非常に強弁して、あえてそれを作らなかつたことを落度でないと申すわけがございませぬし、ただいまのような経過でこれをはずした、この点を御了承いただきたいし、またただいまの状況ならば、みずからが発電計画事業をやらなくても、石炭の需給の点では御心配はかけなくて済む、こういう感じが実は強くないとしておるのであります。将来非常な必要性に迫られれば、これは先ほど今井局長から御説明いたしましたように、その事業を追加することも必要だと思えます。ことしなどはわずかな金額でございませぬし、まだよりやく店を開くという程度で、その中身までとやかく言うにはちよつとおもはゆい感じがございませぬ。とにかく一応これで店を開かしていただいで、その運転上からの必要なら改正しますし、資金的にも十分なものをつけていくというようにしたいものだ、かように思っております。

○岡田利委員 それで、この業務範囲を讀むと、解釈の問題なんです。若干無理して、やることもできるんだ、こういう解釈が成り立つてはいないかという感じがする。だから法文を修正するか改正するかというものは別にして、解釈でやることもできるのだ、しかしそれは主たる事業としてやらないのだ、よほどのことでなければ、事情変更がなければやらないのだ、解釈としてその程度の解釈の必要なものではないか。この事業を作つたんでいだろうか。この事業を作つたんでいだろうか。来年度も予算がつくわけですから、当面の事業としてやらぬということとは当然言ひ得るわけだが、解釈からいってこれはやり得るのだ、しかし当分はやらぬのだ、よほどの事情変更がなければやらぬのだ、こういう意思統一が必要ではないかという考えなんです。いかがでございませぬ。

○佐藤国務大臣 それは、いろいろ法文の作り方があろうかと思ひます。しかしこの種のいわゆる政府機関は、仕事の範囲を明確にして、そして民間事業との競合を避ける、そういう建前が実は望ましいのじゃないか。この辺にありませぬと、あるいは政党的立場の主張もあろうかと思ひますが、そういう意味で私どもとしては、なるべく明確に書くという考え方でございませぬ。

○多賀谷委員 実は大正、電源開発促進法を審議いたしましたときに、政府提案では発電は水力のみやる、火力は九電力でやるという考え方があったので、国会で修正して火力を入れたのです。そして若松に、電気が低品位炭を初めて使つたから、西日本火力ができたのです。その経緯を見ると、そのとき修正された議員に先見の明があつたことを喜ぶわけですが、電力が今資金がなくていろいろお困りの状態である。それは石炭の方がなお困つた状態です。が、しかし道を開いておくことは必要じゃないかと思ひます。ですからむしろこれは、政府でなかなかむすかしければ、われわれでやりますけれども、石炭需要の拡大というのは、あるいは石炭需要の確保というのは、率直に言うとう火力発電しかないですね。ほとんど一般炭は今は火力発電の需要を待つのみです。原料炭は鉄鋼その他ありますけれども、私は率直に言つて、電気会社と石炭会社が合併すればいいと思ひます。そのくらい一般炭は電力にその需要を仰ぐわけですから、産炭地振興法が石炭需要の拡大ということに振興法の中に目的を二つ入れた。この点を考えると、この産炭地事業団の方は一つの目的だけで生きておる、両輪のうち片一方だけでいっているという形ですね。ですからこれも一つ、需要拡大の面から火力発電というのを入れたらどうか、こういう皆さんの御議論です。それに対してどういうふうにお考えですか。

○佐藤国務大臣 想像されるところから何でも書いておけばいいじゃないかというよりも、もう一歩進めて、これは必要だから書いておいたらどうか、こういうことですが、問題は関係業者の積極的協力というか、これが望ましいことだと思ひます。電源開発の場合もここで修正されて火力発電ができるようになったからいいとおっしゃいます。おそれなく修正されてすぐはそういう事柄ではなかつたと思ひます。おそれなく相当の年月がたつて、それぞれ関係業者の協力を得るといふことになつて、こういうふうになつたと思ひます。今回よりやく三百万トンの長期引取契約をしたということは、これはよくやつたと思ひますが、そういうことでもありませぬので、やはり協力ができるとある状態が望ましい、実はかように思つておるわけでありませぬ。お前の方がどうしても引き取らなければ、こつちはほとんどやるぞ、こういうことになりませぬが、それでは、やつて、その電力を買つてくれないうきにどうなるのか、電力を作つただけではどうしようもないのでありますから、やはり今ある九電力の線に乗せなければならぬし、そして今度は、石炭ではなくて電力としてそこへ売らなければならぬ。そういうようなことなぞ考えます。やはり関係業者の協力を得るといふこと、これが実は望ましいことだと思ひます。あえて私皆様方の審議なさることについて異を唱えるわけはございませぬが、行政の面から申しますと、関係業者の協力を得ること、これが望ましいと思ひます。特にその点をお一つ御考慮いただきたいと思ひます。

わけですか、第一条の目的からわざわざはずしたということ、そこから十九条の業務となつてゐるところが実は問題になりますから、私はこの点を強く主張したわけです。ですから大臣の先ほどの御意見、決議の趣旨を尊重して、この事業団をやつて、それに乗つてゐるわけですから、目的のことについては、与党の人たちもみんな聞いている、ここで修正なら修正というようなことでいく以外に——この点については、これ以上の議論はやつてもしようがないと思ひます。

そこで、資本金は五億円、先日お尋ねすると、財政投融資十億で船出するのだ、こういうことであつたわけですね。ただいま大臣は、非常に金額が少なくないことをおっしゃつた。全くこれは少ないです。せつかく決議を尊重して大臣が、この事業団を作るためには、第一次査定から落とされたこれを復活して、そしてこういふ形になつてきたわけです。この十五億円の出資というものを、もっとこれはふやしていくべきではなかつたか、こういうふうにご考へるわけですが、予算は衆議院の方は通過をして参議院にいつておるわけです。いろいろこの事業のことについては、いろいろこともやりたし、またやらなければならぬという積極的な検討もあつただろうし、具体的な検討もあつただろうと思ひますが、それらの点についてどういふ気がまあで財政的な問題とあわせて対処したいこととするのか、それらの点についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

も実はこれで満足したわけではございません。ただ新しいものがこうして生まれたということ、将来の発展性に期待をかけて、今回はわずかな金額で発足することに決意いたしましたわけでございます。ところで、先ほど来いろいろの御意見が出ておりますが、今の疲弊する産炭地、そういうことに思ひをいたしますと、おそらく中小企業に対する融資というものが大きなものになるのではないかと、そういう意味の指導をこの際すべきではないかと、いろいろ実は考へておるわけでありませぬ。他の施策ともあわせていたしますならば、相当な効果を上げ得るのではないかと。たとえば筑豊地方に工業関係の団地ができる、こういうものとあわせてこれが使われれば、おそらく役立つのではないかと、こういうふうなことも実は考へております。何かとできたものもございまして、そういう意味で工夫をして、その地方へ事業を興すという、そういう一つの手づるにぜひともしたいものだ、かように考へております。

○有田委員長 中村君、だいぶ時間がたつておりますので……

○中村(重)委員 時間がだいぶたちまして、委員長からお聞きの通りやかましく言われておるのですが、委員長に協力する意味でできるだけ簡単に御質問申し上げたいと思ひます。

十九条の業務の範囲についてちょっとお尋ねをしておきたいと思ひますが、先日の蔵内委員の質問に対して、工作物の建設に対しては、ダム等を考へていない、こゝろに記載いたします。それと、肝心の工業用水というものはどう考へておられるのか、それから土地の造成ということに対しては、土地の確保というよりなことも考へておられるのか、それらの点が明瞭でありませぬ。かつまた、この一号の面からだけで申しますと、きわめてこの事業というものは限られた範囲だ、こういうことになってくるわけですから、この点について詳細にお答え願ひたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 この前も御答弁いたしましたようにこれと関連を有する工作物を建設し、こゝろにございまして、土地を造成し、これと関連を有する工作物ということになりますと、もちろん水の問題も、非常に広く解釈すれば入るといふ解釈もあるかもしませんが、これは法制局でこの解釈を統一いたしましたときには、そこまでは考へておりませんで、たとえは、御指摘のダムをこゝで作るといふ問題は、この中には実は入らない、こゝろに解釈になっております。

○中村(重)委員 それは、解釈の問題というこゝろにございまして、工業用水をどう考へているのかというのですよ。これは決議の中にも大きく取り上げてゐる問題です。少なくとも鉱工業の振興をはかつていくといふことになると、水とは切り離せない問題なんです。そういう法制局との、この法案を作つたときの解釈の問題という消極的なことであつてはなりません。まずあなたの方では、その問題をどういふように考へているのか、どう解釈しようとするのかといふことが問題です。

○今井(博)政府委員 産炭地振興に工業用水が非常に重要であるといふことは、十二分に承知いたしております。

○佐藤国務大臣 御承知のように、水の問題になりますと、通産省がいわゆるが、やはり建設省関係あるいは自治省関係と、関係省もいろいろ拡大して参るわけでございます。工業用水の確保の大事なこととは、御指摘の通りであります。産炭地振興事業としていろいろ、非常に広範なものが考へられます。その中の一部を、事業団として今回取り上げてゐるということでございます。先ほど来お話しになりましたのは、今一応私どもが考へた狭い範囲の事業団計画内容では、必ず将来行き詰まるだろう、こゝろに意味から、御意見が幾つも出ておると思ひます。確かに将来、産炭地事業団がいわゆる振興事業全部に關連することができれば、これは問題のないことでございますが、今回の法律制定の過程等において、省内においては他の局で一応責任が持てるこゝろは、他省との關係のあるものでは、他省との關係のあるものでは、ただ参りて、話をまとめやすくした、こゝろにございまして、御不満のあるこゝろは先ほどの政府の答弁で御理解いただけるだろうと思ひます。もちろんこれは将来ともくぎづけになるものと思ひませぬが、今回一応始めるのに、適當な規模のものを考へた、こゝろに御理解いただきたいと思ひます。

○中村(重)委員 工業用水の問題等も、各省にまたがるものをいろいろやつて一本の法律にまとめた、それほど強力にやつていかなければならぬ、こゝろにございまして、私は積極的な意欲を持って取り組んでもらうのでなければならぬと思ひます。こゝろにございまして、工業用水という問題をこの事業団の業務からはずすことについては、慎

重に検討していかなければならぬ問題
であると思ひます。それらの問題と、
また退職資金の問題等いろいろ質疑を
しなければなりません。一応次に質
問を留保して、終わります。

○有田委員長 次回は明後十五日午前
十時から理事会、十時半から委員会を
開会することとし、本日はこれにて散
会いたします。

午後六時六分散会